

淡海子ども・若者プラン

# 1. 淡海子ども・若者プラン ～子育て三方よし 生まれる前から自立まで～ (概要)

## 淡海子ども・若者プランの策定

### (1) 計画策定の背景と趣旨

この計画は、少子化や家庭環境の変化など子ども・若者を取り巻く現状を踏まえ、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

### (2) 計画の位置づけ

- 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される「都道府県行動計画」
- 母子及び寡婦福祉法第12条に規定される「母子家庭及び寡婦自立促進計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定される「都道府県子ども・若者計画」
- 「滋賀県基本構想」をはじめとして、本県の関係計画、指針等と整合した計画

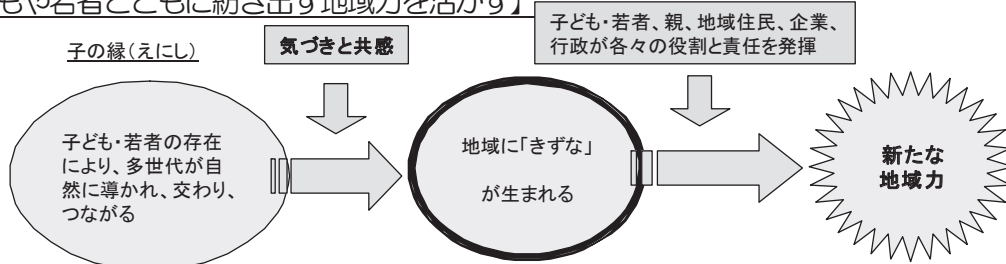
### (3) 計画の期間

平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5年間

## 基本理念

子どもや若者ととともに紡ぎ出す地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進め、喜びや幸せを分かち合いながら、次代を担う子ども・若者が輝く“しが”の実現をめざします。

### 【子どもや若者ととともに紡ぎ出す地域力を活かす】



### 【「育ち・育てる環境づくり」】

- 子ども・若者が、人権を尊重され、自己肯定感を育みながら、夢を持って健やかに育つことができる環境づくり
- 保護者が、子どもを安心して育てることができ、子育てを通じて保護者自身も成長することができる環境づくり
- 地域が、子ども・若者ととともに成長し、地域に明るさと活力が生まれる環境づくり

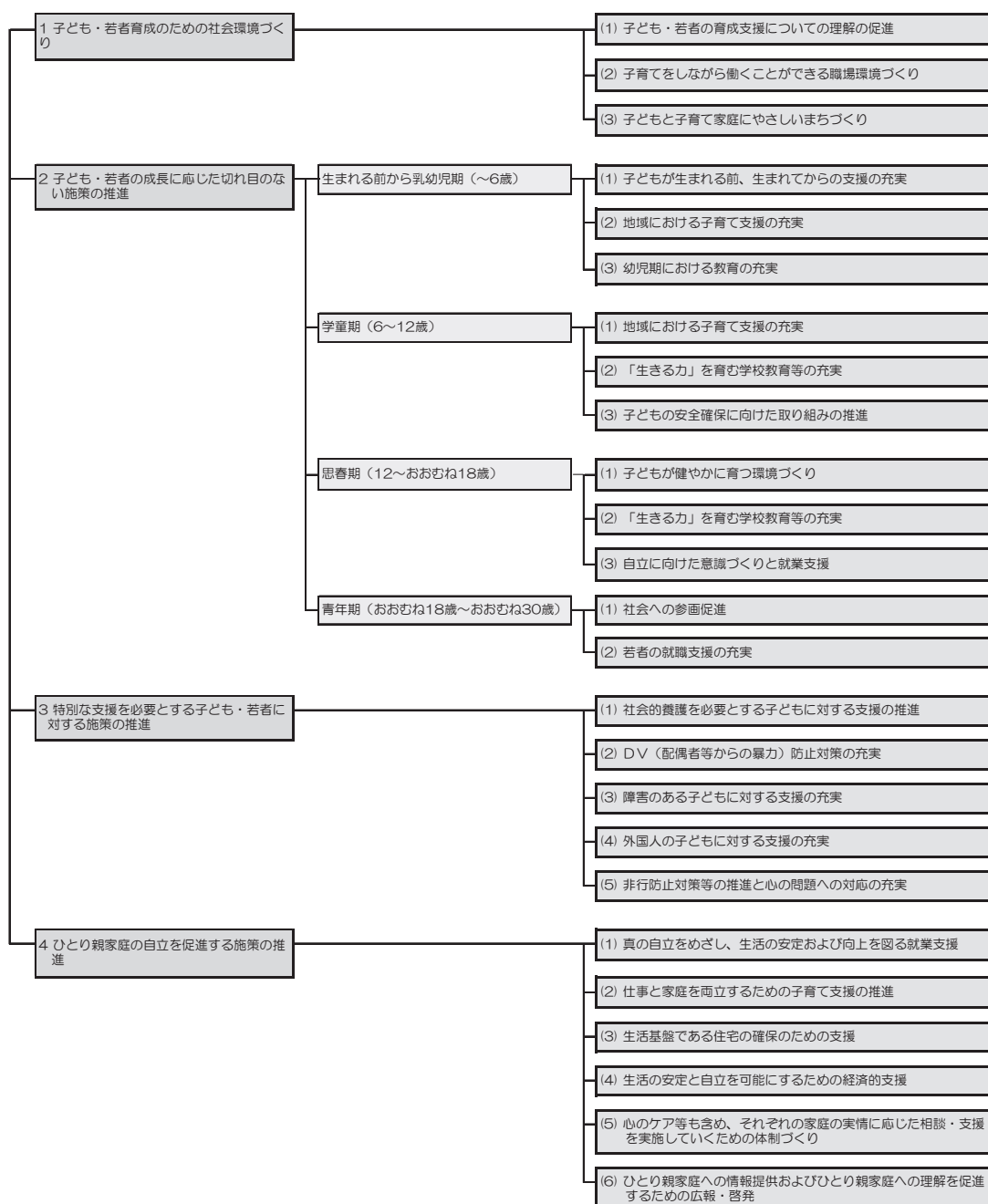
### 【次代を担う子ども・若者が輝く“しが”】

- 子によし** 子ども・若者が、自らが持つ力を十分に発揮しながら、未来を拓く力を育み、たくましく生きることができる。
- 親によし** 保護者が、仕事と家庭・地域生活の両立など、多様な生き方が受け入れられ、幸せを感じながら、責任を持って子どもを育てることができる。
- 世間によし** 子ども・若者の育成を通じて、全ての世代が生き生きと輝く、個性的で活力のある**地域**が生まれる。

## 施策の基本的視点

- (1) 子ども・若者にとっての幸せを第一に考える。
- (2) 将来の親を育てる。
- (3) 子育て家庭の視点に立った施策を推進する。
- (4) 子どもが生まれる前から自立するまで、切れ目のない施策を推進する。
- (5) 子ども・若者育成支援施策の量の拡充と質の向上を図る。
- (6) 特別に支援が必要な子ども・若者と子育て家庭に対するきめ細かい支援を行う。
- (7) 社会全体で子育て・子育てを支える。
- (8) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進する。
- (9) 地域の実情を踏まえ、「滋賀らしさ」を活かした取り組みを進める。

## 淡海子ども・若者プランの施策体系



## 4つの施策の柱と主な取り組み

今後5年間に於いて、次の4つを柱として、必要な施策を推進していきます。

### 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

#### 基本目標

- 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取り組みを進めます。
- 安定した親子関係の中で、子どもが健やかに成長していくため、保護者が、仕事との両立に苦慮することなく子育てをすることができる環境の整備に向けた取り組みを推進します。特に男性の育児休業取得率がきわめて低い水準にあることや就業時間が長いことなどに鑑み、男性が積極的に子育てに関わることができる職場環境の整備や意識づくりを進めます。
- 子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備します。

#### 【取り組み例】

- ・「子育て三方よし」のメッセージの発信など、社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義等についての意識啓発
- ・よりよい家庭環境づくりや子どもの人権を尊重していくための意識づくり
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発や職場環境の整備
- ・公共施設や交通機関などにおけるユニバーサルデザイン化や犯罪のないまちづくりの推進

## 子育て三方よし

「三方よし」は、「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」という近江商人の活動の理念を表す代表的な言葉で、商売は当事者の売り手と買い手だけでなく、社会全体の幸福につながるものでなければならないという考え方です。滋賀県ではこれにならって、子育て支援施策を進める上でのキーワードとして、「子育て三方よし」を発信しています。

暮らしの身近なところにある豊かな自然や魅力ある歴史、文化などの滋賀の風土を活かして、子どもが自ら育つ力を育むための「子によし」、子どもを産み育てる人を支援するための「親によし」、暮らしやすい社会を実現する「世間によし」となることを目指しています。



## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### 基本目標

子どもが病気や事故、虐待などにより命を落とすことなく、安全・安心に育つ環境を整えます。また、子ども・若者の成長段階ごとの特性や課題を踏まえ、一人ひとりが自ら育つ力を育み、自分の可能性を伸ばすため、行政のみならず、県民、施設、企業など様々な主体が連携して子ども・若者や子育て家庭に関わりながら、切れ目のない施策を実施します。特に、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く社会環境を踏まえ、以下に重点を置いて施策を進めます。

- ①子どもが生まれる前からの親育て、親支援を通じたよりよい家庭環境づくり
- ②生涯にわたる生活や学び、自立の基礎となる遊び、体験の機会の確保
- ③保育所や放課後児童クラブなど仕事と家庭の両立を支える施策の量の拡充と質の向上
- ④自己肯定感を高めながら学力を身につけ、心の豊かさを育む学校教育等の充実

### 【取り組み例】

#### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

- ・妊婦健診等の相談体制や周産期医療体制の充実などによる安全・安心な妊娠、出産の確保
- ・小児救急医療体制の充実
- ・地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の促進、子育て支援人材の育成など、すべて家庭に対する子育て支援の充実
- ・「子育て三方よしコミュニティ」づくりの推進・保育の量の拡充と質の向上、延長保育、病児・病後児保育、家庭的保育などの多様な保育ニーズに対応する施策の推進
- ・家庭、保育所、幼稚園、地域などの教育力の向上
- ・認定こども園の設置促進

#### ■学童期（6～12歳）

- ・放課後児童クラブの量の拡充と質の向上
- ・子どもたちの遊ぶ機会や場の確保、自然や地域資源を活かした多様な学びの場の充実
- ・「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育む教育の推進
- ・スクールガード、子ども安全リーダーの養成や活動支援
- ・子ども自身の危機回避能力の育成

#### ■思春期（12～おおむね18歳）

- ・思春期保健対策の充実
- ・インターネットや携帯電話の使用に関するモラルの育成
- ・「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育む教育の推進
- ・勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す支援の充実

#### ■青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）

- ・自立や社会性を獲得する機会の提供や自立支援のためのネットワークづくり
- ・職業能力開発の支援
- ・就職の支援や就業機会の拡大

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

#### 基本目標

健やかに成長し、自立していく上で、困難を伴ったり、不利な立場に置かれているなどの理由により、特別な支援が必要な子ども・若者が、その命と人権を守られ、適切かつ十分な支援が受けられるよう、市町、関係機関および県民と連携した取り組みを進めます。特に、以下に重点を置いて施策を進めます。

- ①児童虐待防止総合対策の推進
- ②発達障害のある子どもおよびその家族に対する支援
- ③非行などの課題がある青少年の立ち直り支援

#### 【取り組み例】

- ・児童虐待防止総合対策の推進
- ・DV防止とDV被害者の自立支援の推進
- ・障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援
- ・発達障害のある子どもに対する支援
- ・外国人の子どもに対する学習や健全育成の支援、外国人に対する子育て支援活動の促進
- ・青少年の健全な育成を図るための環境整備
- ・非行防止、立ち直り支援の推進、子どもに対する相談体制の充実

### 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

#### 基本目標

ひとり親家庭の状況や取り巻く環境は様々ですが、その置かれている環境の如何にかかわらず、子どもは心身ともに健やかに育ち、育てられなければなりません。「親の自信と幸福」があって「子の幸福」があるとの基本認識を共有し、ひとり親家庭に対し必要とされる時に必要な支援を行います。

また、ひとり親家庭は社会を構成する一つの家族形態であるとの認識のもと、ひとり親家庭に対する社会全体の理解が深まり、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、社会参加等ができる環境整備を進めます。特に、以下に重点を置いて施策を進めます。

- ①養育費についての広報・啓発・相談の充実
- ②仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進
- ③ひとり親家庭への情報提供、ひとり親家庭に対する理解促進のための広報・啓発の推進

#### 【取り組み例】

- ・ニーズに応じた就職情報、職業あっせんおよび能力開発の支援の推進
- ・ひとり親家庭についての理解の促進や、企業・団体等における雇用機会の創出のための広報・啓発の推進
- ・仕事と家庭を両立するための子育て支援
- ・生活基盤である住宅の確保のための支援
- ・児童扶養手当、母子寡婦福祉資金の貸付などの経済的支援の推進や養育費についての広報・啓発・相談の実施
- ・母子自立支援員、ひとり親家庭福祉推進員などによる相談体制の充実
- ・ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭に対する理解を促進するための広報・啓発

## 計画推進のために必要な事項

計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

### 1 それぞれの役割

#### 県

総合的かつ計画的な施策を推進するとともに、子育て支援等に関わる人材の育成を実施します。

また、家庭、学校、企業などに対する必要な支援や情報提供とともに、市町に対しては、技術的・専門的な助言や支援などを行います。

#### 市町

保育、地域の子育て支援、母子保健、児童虐待防止、学校教育などの分野において、主体的な役割を担っています。

次世代育成支援行動計画に基づく、住民ニーズに対応したきめ細かな施策の推進が求められます。

#### 家庭

基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観など、子どもたちが生きていくうえで必要な能力や規範を身につけさせる場です。

子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女がともに家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切にすることが求められます。

#### 保育所、幼稚園、学校

子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場です。

家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが求められます。

#### 企業

子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

また、企業の専門性を活かして、地域や学校等で行われる子育て支援活動や教育活動に積極的に参画することが期待されます。

#### 県民

一人ひとりが子育てや、子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、地域において、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わり、多様な活動の場の提供や安全対策など、みんなで子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。

### 2 関係者の協力・連携

滋賀県子ども・青少年施策推進本部を中心とした関係部局の相互連携により、子ども・若者施策を総合的に進めるとともに、国、市町、企業や民間団体等との連携・協力を図りながら、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりを進めます。

### 3 点検評価・進行管理・計画の見直し

PDCAサイクル（計画―実施―評価―改善）の考えに基づき、毎年度、施策の点検評価と進行管理を行い、必要に応じて計画を見直します。

## 2. 淡海子ども・若者プランの主要事業実績・成果（平成23年度）

### 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

施策名	施策の方向性	
(1) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進	①ともに関わり、支える地域づくり 「子によし」、「親によし」、「世間によし」の「子育て三方よし」のメッセージを発信し、子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成にともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育みます。 ②よりよい家庭環境づくり 家族のふれあいやさずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境を作る意識を育みます。 ③子どもの人権を尊重していくための意識づくり 子どもの人権を尊重し、その可能性をのばしていくことが大切であるという意識を育みます。	
評価	<p>子育て三方よしコミュニティ推進事業により、地域社会において子育て・子育てを支援する意識の醸成が図られた。</p> <p>（男女共同参画）児童・生徒向け意識啓発事業において、男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識の解消や主体的に生き方を選択できる力の向上の取組が進んでいる。</p> <p>「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動推進事業では、小・中学生を対象にしたポスターコンクールの実施や啓発資材の貸し出しにより、基本的な生活習慣や生活リズムの大切さについて啓発することができた。</p> <p>企業内家庭教育促進事業において、協定締結に向けた企業・事業所への取組をととして、企業を含めた社会全体で子どもの育ちを支える気運の醸成が図られつつある。</p> <p>人権課題に関わる実践的な講座を通して、子どもの人権を尊重していくための教職員の意識の高揚につながった。</p>	
今後の課題等	<p>子育てを地域社会で支えることの大切さを発信し、その気運の醸成を図っているが、これが地域社会に定着するためには、地域における継続的な子育て支援体制が必要である。また、子育て世代の地域での活動は、子の成長により途切れることがあるため、参加する者が変わってもその活動が継承される仕組みも必要である。</p> <p>副読本の活用率100%を目標に掲げているが、授業時間の確保が困難という課題があり、活用率が前年度より下がった。今後は、現場（教員）へのアンケート結果を参考に教育現場に即した副読本づくりを進め、教育委員会と連携して活用率の向上に取り組み、男女共同参画の意識の醸成や実践につなげていく必要がある。平成23年度は小学校のみモデル授業を実施したが、中学校・高等学校での実施とともに、様々なカリキュラム（家庭・社会・進路等）で活用してもらえよう、教育委員会との連携を深めていく必要がある。教職員が男女共同参画の理念を理解し、指導することが重要であり、教職員らに対する研修や意識啓発の充実を図っていくことが必要である。</p> <p>基本的な生活習慣や態度を身につけることの大切さの理解を促進するために、引き続き、生活リズムの向上に関わる情報の収集とその提供に努める必要がある。</p> <p>家庭の教育力の向上に向けた職場づくりをさらに推進するため、引き続き県内企業事業所へ家庭教育協力企業協定の締結を働きかけるとともに、制度の在り方についての検討を進める必要がある。</p> <p>学校現場のニーズに即した実践的な講座を展開するとともに、より多くの教職員が参加できる体制と、広く伝達されるための工夫が必要である。</p>	
	1-（1）-① ともに関わり、支える地域づくり	
関連事業名	「子育て三方よしコミュニティ」推進事業 （子育て三方よし情報発信・共有事業）	所管
事業実績	<p>社会全体で子育てを支える「子育て三方よし」の考え方を県民や各種団体、企業等が共有し、子育て支援に向け行動する気運を醸成するため、テレビメディアやWEBを活用し、県民等の参加を得て、県民や各種団体、企業等との双方向の子育て支援情報として発信することにより、幅広く県民等をつなげ、子育てしやすい地域づくりをすすめる。</p> <p>①テレビ番組を通じた情報発信 びわ湖放送において、子育て支援情報番組「すくすくすんぶん」を発信し、県内の子育て支援情報を広く県民に周知した。</p> <p>②子育て情報を共有するための携帯サイト・ホームページの構築 テレビ番組とも連動させながら、ホームページ「すくすくすんぶん」に掲載するとともに、子育てサークルや子育て支援機関等の情報を発信することにより、全ての子育て世帯に対する子育て応援サイトとして運営した。 また、小学生以下の児童を持つ全ての世帯を対象とした子育て情報紙「すくすくすんぶん」を制作し、子育て情報を広く発信した。</p>	子ども・青少年局
成果	TV番組「すくすくすんぶん」の放送や子育て情報紙「すくすくすんぶん」の配布により、地域の子育て支援活動を県民へ周知し、社会全体で子育てを支える気運の醸成が図られた。	



# 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

具体的取り組み	1-(1)-②	よりよい家庭環境づくり
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業	
事業実績	<p>・男女共同参画社会の実現をめざし、青少年期から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、小中高校用副読本を作成・配布した。また、授業での活用を促すため、副読本を活用したモデル授業を実施した。</p> <p>【児童生徒用副読本、指導者用手引きの配布および活用】 副読本 ・小学生用(16,350部)、中学生用(15,670部)、高校生用(14,860部) 手引き ・小学生用(1,650部)、中学生用(951部)、高校生用(880部) 活用率 ・小学生用(H22→H23:87.9%→84.8%)、中学生用(66.0%→50.9%)、高校生用(53.2%→41.0%)</p> <p>【副読本を活用したモデル授業の実施】 平成22年度に改定した小学生用副読本を活用したモデル授業を実施。モデル授業の後、副読本の活用について、意見交換を実施。 ・水口小学校 ①実施日:10月21日 ②科目:学級活動 ③参加教員等人数:16名 ・玉緒小学校 ①実施日:1月27日 ②科目:キャリア教育 ③参加教員等人数:14名</p>	
成果	副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとられない言動が見られるなど、子どもたちが男女共同参画について学び、考えるための一助となった。また、副読本を活用したモデル授業を実施することで、教員が副読本を活用した授業の持ち方を効率的に学べるとともに、意見交換等により男女共同参画社会の実現の必要性への理解が深まった。	
関連事業名	「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動推進事業	
事業実績	<p>・小・中学生を対象にしたポスターコンクールを実施。 県内143校より1,103作品の応募、優秀作品を6点選定 県PTA研究大会において表彰 ・「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発グッズ(ポスター入賞作品、のぼり旗、ジャンパー、CD等)の貸出。</p>	
成果	表彰式の開催や啓発グッズの貸出により、PTA等に「早寝・早起き・朝ごはん」についての啓発を行うことができた。	
関連事業名	企業内家庭教育促進事業	
事業実績	<p>・県内1,111事業所と家庭教育協力企業協定制度に基づく協定を締結。 ・協定企業の協賛により家庭教育啓発ポスターを3,500枚作成。</p>	
成果	平成22年度末1,008事業所から103事業所が増加し、協定企業の協賛を得て、家庭教育啓発ポスターを作成するなど、企業における家庭教育の大切さについての理解が広がりつつある。	
具体的取り組み	1-(1)-③	子どもの人権を尊重していくための意識づくり
関連事業名	人権教育教職員実践サポート講座	
事業実績	<p>・授業での実践をサポートするため、人権教育に関する基礎的な資料や情報、スキルなどを提供する講座を開催。 前期6回、後期2回、計8回 前期372名、後期117名、計489名</p>	
成果	講座受講者の満足度は平均96.1%と高く、すぐ学校での実践に結びつく内容となった。また、受講者がそれぞれの所属において、伝達報告をすることとしているため、より広く県内の教職員に伝えられた。	

# 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

施策名	施策の方向性	
(2)子育てをしながら働くことのできる職場環境づくり	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できるよう、事業主の意識改革や職場の上司や同僚の理解の促進など、雇用環境の整備を進めます。また、男性が子育てに関わることができるとともに、妊娠・出産後も女性が引き続き就業できる職場づくりを進めます。	
評価	<p>仕事と生活の調和推進事業においては、各事業を通じて、男性も女性も、子育てをしながら働くことのできる職場環境づくりへの気運が高まった。</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進企業登録事業およびコーディネーター設置事業を通じて、県内企業にワーク・ライフ・バランスの概念を広めることができた。また、事例集やワーク・ライフ・バランスモデル企業報告書を発行し具体的な取り組み事例を提供したことは、県内企業が一般事業主行動計画を策定・実践する際の助けとなった。</p> <p>男性の育児休業取得奨励金については、制度の周知に努め、民間企業における男性の育児休業取得の促進につなげることができた。</p> <p>就労や社会参画の意欲があるが、「子育て・家事」を理由に就職活動を行っていない人へ、一人ひとりのニーズや悩み、課題にきめ細やかに応じるワンストップの窓口を設置することにより、女性の再就職等に向け、相談や支援体制を充実することができた。</p> <p>女性の再チャレンジ支援能力開発事業の実施により、多くの母子家庭の母の就業を支援することができた。</p>	
今後の課題等	<p>仕事と生活の調和の推進は、社会的気運の醸成に資する取組を進めてきたが、厳しい雇用環境・経済環境の中で各自・団体等が主体的・積極的に取り組むという状況に至っていない。一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現には、仕事と生活の調和が必要不可欠であるという理解を深め、個人・企業等それぞれのメリット、好事例を示し、地域や家庭、職場において一人ひとりの実践に結びつく事業をあらゆる機関と連携しながら展開していく必要がある。</p> <p>引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進コーディネーターによる企業訪問やコンサルティングを行い、モデル事例を発信するなどの取り組みを行うとともに、関係団体との連携を図り、中小企業等における一般事業主行動計画の策定・実践、登録を促していく。</p> <p>男性の育児休業取得奨励金について、引き続きホームページ等での周知に努め、民間企業における育児休業取得の促進を図る必要がある。</p> <p>滋賀マザーズジョブステーションが、すぐに就職したい方だけのものではなく、いずれ仕事に就きたいという方やキャリアアップをしたい、地域に参画したいなど様々な希望を持った方が気軽に相談できる窓口であることを、子育て中の女性等に一層浸透させるなど認知度向上に向けた取組が必要である。</p> <p>母子家庭の母を対象とした訓練(講習)においては、ハローワークや母子福祉関係機関との連携を深め、より就職につながるような訓練(講習)となるよう検討することが必要である。また出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした訓練では、より対象者のニーズにマッチしたものとなるようにする必要がある。</p>	
具体的取り組み	1-(2)-ア 男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり	
関連事業名	仕事と生活の調和推進事業	所管
事業実績	<p>○「ファザーリング全国フォーラムinしが」の開催 昨今のイクメンブームを活用しながら、男性の意識改革、男女共同参画に係る理解・浸透を促し、社会的気運を高めるため、全国初のイベントを開催した。 ・プレイバント「震災復興チャリティーフォーラム」の開催(6/18) 参加者数 約480人 ・本フォーラム(2/17～19) 18のプログラム、ファザーリングカーニバル 参加者数 延べ5,366人</p> <p>○仕事と生活の調和推進協働提案事業 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について、NPO等が持つ資源やアイデアを活かした普及啓発事業の企画案を募集し、応募のあった企画の中から採択事業を選定し、採択団体との協働で啓発実践事業を実施した。(3団体に委託) ・「ママのためのお仕事セミナー」(9/22、2/9) ・「パパと子どもの父子旅!～親子の思い出旅行～」(10/1～2) ・「地域活動を子どもたちと共に楽しむ父親・母親をふやそうプロジェクト」(8/10、10/28～30、12/22)</p> <p>○「仕事と生活の調和推進会議しが」の運営[H20～] 事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取り組むため、平成20年6月に滋賀労働局と共同で立ち上げた「仕事と生活の調和推進会議しが」において、社会的気運の醸成や職場・地域での実践の広がりに向けた取組をどのように進めていくか検討を行った。</p>	男女共同参画課 [子ども・青少年局、労働雇用政策課、生涯学習課]
成果	全国初のフォーラムを開催することで、当事者である父親たちを中心に県内外から行政、学校、企業、NPO等関係団体が集い、父親支援の様々な課題や今後の方向性などを明確にし、課題解決のためのネットワークや交流の場ができるなど社会的気運が高まったほか、仕事と子育てを両立したい女性、もっと子育てに関わりたいという父親を対象とした事業等により、県内において実践を進めるきっかけづくりができた。	

# 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

具体的取り組み	1-(2)-イ	男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり	
関連事業名	ワーク・ライフ・バランス企業応援事業		所管
事業実績	<p>○滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録事業 (H23年度末登録企業数:597社) ・実態調査(アンケート調査および訪問調査)の実施</p> <p>○働くあなたへ 絵てがみ作品展の実施 ワーク・ライフ・バランスについて社会全体で気運を高めるため、働く人や働く人を支える家族等からのメッセージを表した絵てがみを募集し、展示を行った。応募点数 H23年度 86点</p> <p>○「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業実践事例集2」の発行(4,000部)</p> <p>○滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進コーディネーター設置事業 H23年度 行動計画策定支援企業数 15社 モデル企業 2社 モデル企業の取組について報告書を発行(900部)</p> <p>○「育児休業制度のしおり」の発行(16,000部)</p>		労働雇用政策課
成果	<p>滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録数はH23年度末で597社であり、目標(平成26年度末560社)を大きく上回っている。県内企業において次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定の機運が広がっている。また、様々な企業の好事例を取り上げた滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業実践事例集2の発行や、モデル企業における取組を報告書にまとめ、県内企業がワーク・ライフ・バランスを進める際の参考資料を提供した。</p>		
関連事業名	男性の育児休業取得奨励金支給事業		所管
事業実績	<p>育児休業を取得する男性を雇用する事業主に対して奨励金を支給した。 ・奨励金支給事業主 13社 (支給総額 2,600千円)</p>		子ども・青少年局
成果	<p>育児休業を取得する男性を雇用する事業主に対して奨励金を支給することにより、民間企業における男性の育児休業取得を促進した。</p>		
具体的取り組み	1-(2)-ウ	女性の再就職の支援	
関連事業名	女性の就労トータルサポート事業		所管
事業実績	<p>「滋賀マザーズジョブステーション」の設置(男女共同参画課、子ども・青少年局、労働雇用政策課) 関係部局との横断的な連携および国の協力を得て、仕事と育児等を両立しながら働き続けられる職場環境づくりを促進すると共に、出産・育児等による離職後、再就職を希望する女性をワンストップで支援する「滋賀マザーズジョブステーション」を設置した。 開設日:10月19日 設置窓口:マザーズ就労支援相談、母子家庭等就業・自立支援センター、ハローワークマザーズコーナー 相談件数(3窓口): 811件 各種講座(就職に向けての実践的セミナー、公共職業訓練、ハローワークのセミナー)の開催</p>		男女共同参画課[子ども・青少年局、労働雇用政策課]
成果	<p>基本構想に掲げる「働く場の橋架けプロジェクト」の取組として、出産や子育て等による離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育てに悩む女性、社会へ一歩踏み出したい女性に対し、就労等を総合的にワンストップで行う窓口を設置して、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや一時保育の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介などの支援を行うことにより、女性の抱えている様々な不安や悩みの解消、本人の希望の実現につなげることができた。 就職状況:109件</p>		
関連事業名	女性の再チャレンジ支援能力開発事業		所管
事業実績	<p>○母子家庭の母を対象とした訓練を実施。 ・2、3ヶ月の訓練を6月から3月末にかけて、集合型(12名定員)4コース、追加枠型(小人数定員)20コース開講 訓練内容は、パソコン・経理事務、介護ヘルパー養成、医療事務等 平成24年6月末現在で実績は以下の通り 受講者 修了者 中途退校者 就職者(うち中途退校者) 就職率 71名 62名 9名 56名(4名) 84.8%</p> <p>○出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした短期間のセミナーを実施。 ・パソコン操作技能の習得を目的とするワードコースおよびエクセルコース(4日間、6日間)を計8回実施した。 ・実績は以下の通り 受講者 修了者 中途退校者 就職者(うち中途退校者) 就職率 118名 85名 33名 10名(-名) 11.8%</p>		労働雇用政策課
成果	<p>母子家庭の母を対象とした訓練においては、就職率が84.8%と高い就職実績となった。</p>		

# 1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

施策名		施策の方向性	
(3)子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり		良好な住宅や良好な居住環境の整備や、子どもや子ども連れの人が安心して外出できるよう、公共施設や交通機関などにおけるユニバーサルデザイン化を進め、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。また、子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう犯罪のないまちづくりの取り組みなどを推進します。	
評価	<p>子育て家庭が利用しやすい設備の整備や経済的に優遇される商品などの提供に取り組む事業所が増え、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり進めることができた。</p> <p>県民の自主防犯意識も高まってきており、「けいたくんの防犯情報」の登録者数も年々増加している。県民の自主防犯意識も高まってきており、「けいたくんの防犯情報」の登録者数も年々増加している。</p>		
今後の課題等	<p>淡海子育て応援団への登録事業所を増やすとともに、登録事業所数の少ない地域の登録を促進することにより、全県において子育て支援の輪を広げていく必要がある。登録事業所の取り組みを子育て家庭に周知する方法として、ホームページ、チラシ等の配布の他に、メールマガジンの配信を開始する必要がある。</p> <p>犯罪発生情報と防犯対策情報などを速やかに提供できるよう、引き続き「しらが」の滋賀県警察防犯情報「けいたくんの防犯情報」の登録者数を増やすことが必要である。</p>		
具体的取り組み	1-(3)-イ	安心して外出できる環境の整備	
関連事業名	淡海子育て応援団事業		所管
事業実績	<p>・子育て家庭が利用しやすい設備の整備や経済的に優遇される商品などの提供に取り組む事業所を「淡海子育て応援団」として登録し、その子育て支援サービスの内容をホームページやパンフレット等により情報提供した。</p> <p>・淡海子育て応援団登録事業所の獲得にあたっては、企業を直接訪問・説明するなどの方法により以下のとおり実績を挙げた。</p> <p>淡海子育て応援団登録事業所数            平成21年度末時点 837事業所            平成22年度末時点 1,047事業所            平成23年度末時点 1,332事業所</p>		子ども・青少年局
成果	多数の事業所に登録により、子育て支援サービスの情報を広く発信したことにより、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりを推進することができた。		
関連事業名	防犯情報のメール送信		所管
事業実績	<p>・犯罪発生情報と防犯対策情報などを、「しらが」の滋賀県警察防犯情報「けいたくんの防犯情報」として、メールを配信。</p> <p>平成24年3月末の登録者数 18,432人(平成23年3月末 9,799人)            平成23年1月から12月配信数 33件</p>		警察本部 生活安全企画課
成果	「けいたくんの防犯情報」の登録者数も年々増加しており、多くの県民に犯罪発生情報等をタイムリーに提供している。		

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

施策名		施策の方向性	
(1) 子供が生まれる前、生まれてからの支援の充実		親が子育てに自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全な環境で生まれて育っていけるよう、児童虐待の未然防止や早期発見という視点を常に意識しつつ、妊娠期から継続的な親子支援を実施します。	
評価	<p>思春期から子育て期の女性に対する相談、健康教育の実施が継続して実施できた。</p> <p>マタニティマークの周知により、妊婦を支援し、安心して産み育てる環境づくりの推進につながった。</p> <p>小児救急電話相談事業の実施により、小児の急病時の保護者の不安を解消するとともに、軽症救急患者の減少による小児救急医療体制の強化と医療機能分化の推進が図られた。</p>		
今後の課題等	<p>将来親になる世代の対象者が変化する中、安心して子育てできる環境づくりのためには、継続して相談や健康教育を実施していく必要がある。</p> <p>子どもの虐待予防や支援体制の充実のためには、継続して従事者への研修が必要である。</p> <p>安心して産み育てる環境づくりのため、市町において、マタニティマークを通じた啓発普及を促進するとともに、親になる前の人を対象とした健康教育について、回数や内容を充実していく必要がある。</p> <p>小児救急電話相談体制の充実を図るとともに、さらなる啓発活動を実施していく必要がある。</p>		
具体的取り組み	2-(1)-ア	安全・安心な妊娠・出産の確保	
関連事業名	子育て・女性健康支援事業 児童虐待予防母子保健事業		所管
事業実績	<p>○子育て・女性健康支援事業 思春期から子育て期の女性の健康問題等についての相談を実施し、育児不安の軽減を図るとともに子どもの心安らかな発達を促進。 電話相談 延べ 1,868件 健康教育 34回</p> <p>○児童虐待予防母子保健事業 市町等の母子保健従事者の資質向上のため、研修会を実施。 3回</p>		健康長寿課
成果	思春期から将来親になる前の世代に電話相談を行い、身体面だけでなく精神面の相談も含めて相談を受けることができた。 各圏域の課題にあわせて研修会を実施することにより、母子保健従事者の虐待予防に関する理解が深まった。		
関連事業名	妊婦支援啓発事業		所管
事業実績	<p>・啓発事業については、妊婦健診受診啓発事業として実施。 マタニティマークの周知のため、キーホルダーを作成し、母子手帳交付時に配布。 キーホルダー作成および配布 15,000個</p>		健康長寿課
成果	マタニティマークキーホルダーの配布により、妊婦および周囲の人へ妊婦支援の啓発普及ができた。		
具体的取り組み	2-(1)-イ	子どもの健康の確保	
関連事業名	小児救急電話相談事業		所管
事業実績	<p>・実施日数：366日 相談時間：平日および土曜日 午後6時～翌朝8時 日曜日、休日および年末年始 午前9時～翌朝8時 相談件数：16,005件（年間）</p>		医務薬務課
成果	<p>フォーラムや「赤ちゃん子どもの応急手当て」のパンフレットにより、普及啓発することで、当事業の相談件数は大幅に増加した。</p> <p>※平成21年8月から上記の相談時間で事業を実施。 ○平成22年4月～平成23年3月の1日平均件数 35.6件 ↓ ○平成23年4月～平成24年3月の1日平均件数 43.7件</p>		

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

施策名	施策の方向性	
(2) 地域における子育て支援の充実	<p>地域の中に、子どもの成長・自立の基礎となる育ち、遊びの場を確保していくとともに、子どもや子育て家庭にみんなが関わり、支える子育て支援ネットワークを構築します。</p> <p>また、仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育の量の拡充と質の向上や多様な保育ニーズに対応する施策を推進します。</p>	
評価	<p>多様な主体による子育て支援のため、「子ども未来基金」から、子育て支援活動を行う民間のグループまたは団体等に対し助成することにより、地域の子育て支援活動の立ち上げ支援・活動支援に役立てられている。</p> <p>また、淡海子育てマイスター事業において、一部受講や、年度を跨いで受講も認めるなど、受講方法に柔軟性をもたせた結果、受講者の増加につながり、子育てを支援する人材の育成ができた。様々な立場の人の幅広い参加があり、受講者間のネットワーク作りの場としても充実してきた。</p> <p>保育所定員については、待機児童の多い都市部を中心に増加している。しかし、一部の市町では待機児童数は依然として多く、引き続き、保育所整備や家庭的保育などの整備が必要である。</p> <p>家庭的保育については、事業実施か所数が昨年度と比べて倍増したことにより、受入児童数が増加した。適切な生活リズムや密接な仲間関係など、集団生活へ円滑に移行するための経験を得る機会が提供された。</p> <p>保育人材バンクの開設により、子育て等の理由により保育現場から離れている「潜在的保育士」を掘り起こしとともに、情報提供、現場復帰に向けた研修や実習等を実施することにより、保育人材の確保が図られた。</p> <p>事業に対する補助の継続的実施により、延長保育実施か所数や低年齢児保育保育士配置数が増加し、子育て家庭の多様な保育需要に対応する体制づくりについて、着実に成果を収めることができた。</p>	
今後の課題等	<p>民間のグループまたは団体等の子育て支援活動がさらに広がるため、「子ども未来基金」の活用について、小規模・新規グループ等にまで周知するとともに、要項の見直しを行う必要がある。また、申請団体数に地域差があるため、各市町社会福祉協議会等を通じ、さらなる周知を図る必要がある。</p> <p>淡海子育てマイスター事業などにより、地域の子育て支援者の人材確保と資質の向上を図り、地域の子育て支援活動を広げていくとともに、受講者が受講修了後に活動できる場へつなげていく仕組みを検討する必要がある。</p> <p>引き続き、安心子ども基金を活用して、市町が行う保育所整備に補助を行い、待機児童の解消に向けて、保育所定員増を行う。</p> <p>家庭的保育については、家庭的保育者（保育ママ）の資格要件や認定基準など制度について普及啓発を進めるとともに、事業の実施に必須となる連携保育所の確保を支援して行く必要がある。</p> <p>保育人材の確保のため、保育士を養成している大学等との連携を強め、保育人材バンクへの登録者の増加を図るとともに、救職者、求人者のマッチングを促進するため、就労条件（常勤・非常勤、時間等）等、きめ細やかな情報の提供が必要である。引き続き、それぞれの事業について各地域における保育需要の正確な把握に努めるとともに、保育人材の確保など、市町や保育所の実施体制づくりについて支援を行う必要がある。</p> <p>引き続き、さまざまな保育需要に対する保育の充実について、各地域における保育需要の正確な把握に努めるとともに、保育人材の確保など、市町や保育所の実施体制づくりについて支援を行う必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-（2）-イ 多様な主体による子育て支援とネットワークづくり	
関連事業名	「子育て三方よしコミュニティ」推進事業（子ども未来基金事業）	所管
事業実績	<p>・滋賀県社会福祉協議会に創設した「子ども未来基金」から、子育て支援活動を行う民間のグループまたは団体等に対し助成。（滋賀県は滋賀県社会福祉協議会に対し事務費を補助している。）</p> <p>H23年度実績          応募総数 58件、申請金額合計 11,543,715円          助成決定数 50件、助成金額合計 9,223,000円</p>	子ども・青少年局
成果	地域で子育て支援活動を行うグループや団体の立ち上げ支援や、活動の支援として、多くのグループ・団体に活用されている。	
関連事業名	淡海子育てマイスター事業	所管
事業実績	<p>・子育て支援者および支援活動に関心を持つ人を対象に、子育てに関する専門的な知識やスキルを修得することを目的に開催。</p> <p>子育て相談コース（全7講座）、子育て支援コース（全9講座）の2コースを設けて実施。          （1講座からの受講も受け付けた。）</p> <p>①子育て相談コース（全7講座）修了者42名          ②子育て支援コース（全9講座）修了者55名（うち、両方の修了者 28名）          ③特別コース 10/25…81名          11/2…102名          11/8…97名</p>	子ども・青少年局
成果	参加者に対するアンケートでも、「役に立った」という声が多く、満足度は高かった。支援コース修了者のうち、家庭生活支援員への新規登録が16名あった。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

関連事業名	子育て支援環境緊急整備事業(保育所等整備事業)	所管
事業実績	・平成20年度・平成21年度および平成23年度に造成した「子育て支援対策臨時特例基金」により、市町が行う保育所整備事業(保育所の創設、増改築、改築等)へ補助。 (平成23年度実績) 大津市(4施設)、長浜市(2施設)、近江八幡市(1施設)、草津市(1施設)、甲賀市(1施設)、高島市(1施設)、東近江市(3施設)、野洲市(1施設)、愛荘町(1施設) 計9市町15施設の整備に対して補助	子ども・青少年局
成果	市町が行う保育所整備事業に対する補助を行い、1,505名の保育所定員増を行った。	
具体的取り組み	2-(2)-ウ 保育の量の拡大と質の向上	
関連事業名	保育対策等促進事業(家庭的保育事業)	所管
事業実績	・家庭的保育者が自身の居宅等において行う、少人数の子どもの保育などに要する経費を補助。 家庭的保育事業実施か所数 4か所 (大津市 10か所)	子ども・青少年局
成果	待機児童の多い地域などの特別な保育需要について、柔軟な対応が実現できるよう支援した。 また、連携保育所に対しても補助を行うことで、地域における保育環境の充実を促進した。	
関連事業名	保育人材確保構築事業	所管
事業実績	・潜在的保育士(保育士の有資格で未就業の者)の就業機会を拡大するとともに、保育施設における保育士不足の解消を目的として、滋賀県保育協議会に無料職業相談所を設置し、潜在的保育士に対し、就業を促進するための相談を実施。  (1)無料職業紹介所の設置および相談業務の実施 滋賀県保育協議会に無料職業相談所を設置(平成21年12月1日～) 平成23年度 相談・登録件数 534件 保育士求人登録人数 440人 平成23年度 採用実績:25人 (2)潜在的保育士等のデータベース化 保育士登録者数(累計) 403人 うち求職者数 延べ64人 (3)潜在的保育士の就業支援研修会の実施 開催回数 3回 参加者数 延べ12人	子ども・青少年局
成果	保育人材バンクにおける潜在的保育士等のデータベースでは、登録者数は前年比78人増(同前年比144人増)と伸び悩んでいるが、求人数の増など保育人材バンクの認知度は高まっており、平成23年度において、25人(前年19人)が保育士として就労に結びついた。	
具体的取り組み	2-(2)-エ 多様な保育ニーズに対応する施策の推進	
関連事業名	保育対策等促進事業(延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育)	所管
事業実績	・様々な保育需要に対する保育の充実のため、実施にかかる経費を市町を通じて助成。 延長保育実施か所数 196か所 休日保育実施か所数 16か所 夜間保育実施か所数 3か所 病児・病後児保育実施か所数 13か所 低年齢児保育保育士特別配置 124人(大津市除く)	子ども・青少年局
成果	延長保育、休日保育、病児病後児保育等の実施に必要な経費を補助し、就労形態の多様化に対応した保育の充実、仕事と子育ての両立支援を推進した。	
関連事業名	障害児保育推進事業(自治振興交付金)	所管
事業実績	・障害児が入所する保育所において、障害のある子ども一人ひとりにきめ細やかな保育を実施するため、保育所における障害児数に応じて自治振興交付金を交付。 平成22年度の障害児保育推進事業の補助実績(174,555,000円) 保育所 …… 225箇所 対象障害児数 … 1,217人	子ども・青少年局
成果	保育所職員の資質・専門性の向上、保育所職員、家庭および協力期間等との連携強化、ならびに中核的職員の配置に対する支援を行い、障害児保育の環境を充実させた。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

施策名	施策の方向性	
(3) 幼児期における教育の充実	子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、子どもの健やかな育ちを支える家庭環境づくりを進めるとともに、家庭、保育所・幼稚園、地域における教育を充実します。	
評価	<p>教職員等が人権に係る研修会やブロック別交流会等に多数参加し、実践することにより、人権を大切にすることを育てる教育・保育につながった。また、子ども輝き人権教育推進事業を推進することで、校種を越えて子どもを支援する体制が整いつつあり、一人ひとりの人権を大切に教育・保育の実践につながっている。</p> <p>保育所では、子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、保育所保育指針等に基づき、集団生活や遊びをとおして子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるよう、就学前教育を充実することとしており、保育指導員の訪問指導により、指導監査ではフォローしきれない保育の質の向上が図られた。</p> <p>新たな認定こども園の設置に伴い、県内における民間認定こども園の割合が増加し、社会福祉法人および学校法人による事業実施に向けた気運の高まりが生まれた。</p> <p>H23年10月およびH24年2月に、車両同乗中の幼児が被害に遭う交通事故が発生した。地域の子どもの関する交通安全意識は高く、その期待に応えることはできたと考えるが、子どもを乗車させる大人の意識を向上させる必要性を痛感した。</p>	
今後の課題等	<p>保育所における人権を大切にすることを育てる保育の実践を推進するために、滋賀県人権保育研究協議会が行う「人権を大切にすることを育てる保育」の推進等に資する各種事業に対して補助を行っているが、県内保育園256園のうち、同協議会に加盟しているのは96園である、研修成果を加盟保育園だけでなく県内全保育園に広く発信していくことも必要である。</p> <p>また、子ども輝き人権教育推進事業においては、さらに校種間および家庭・地域との連携を強め、地域が一体となった人権教育が推進されるような取組につなげていく必要がある。</p> <p>保育園での保育内容の充実と実践保育の向上のため、保育指導員による訪問指導を行っているが、保育園が増加していくなかで、保育指導員1人の訪問指導件数は限られており、市町単位や法人単位等、複数園の指導を行うなど、指導の実施方法を検討していく必要がある。</p> <p>引き続き、教育・保育の質の向上を目指して認定こども園制度の普及啓発を進めるとともに、各地域ごとの状況（保育施設数、待機児童数等）に合致した設置の促進を行う必要がある。</p> <p>交通事故のない社会の実現には、全ての県民が、それぞれの立場において交通安全の意識を高く持つことが必要であることから、より多くの県民に声が届くような幅広い、心に訴える教育・啓発を行わなければならない。</p>	
具体的取り組み	2-③-イ 保育所、幼稚園など地域の教育力の向上	
関連事業名	人権保育推進研究活動事業費等補助	所管
事業実績	<p>・保育内容の充実および保育所入所児童の福祉増進のため、滋賀県人権保育研究協議会が行う「人権を大切にすることを育てる保育」の推進等に資する各種事業に対する助成。</p> <p>(1) 各種研修会の開催  人権保育入門講座 延べ参加者数 107人  人権保育連続講座 延べ参加種数 763人  その他研修 延べ参加者数 324人  (2) 人権保育研究集会の開催 参加者数 290人  (3) 人権保育研究部会 4部会4テーマ  (4) 全国人権保育研究集会への参加 112人</p>	子ども・青少年局
成果	滋賀県人権保育研究協議会において、人権に関する多様な研修を実施することにより、保育所に従事する職員の資質向上を図られ、保育所における人権を大切にすることを育てる保育の実践を推進につながった。	
関連事業名	家庭支援推進保育事業費補助	所管
事業実績	<p>・特に配慮が必要な児童について、日常生活における基本的な習慣、社会性、思いやりの心を育てる。</p> <p>・家庭支援推進保育事業実施か所数 28か所  ・家庭支援推進保育士配置 43人</p>	子ども・青少年局
成果	子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるように、保護者への助言や家庭訪問、保育士加配や研修参加など、子どもを取り巻く環境づくりの支援を推進した。	



## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

関連事業名	子ども輝き人権教育推進事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内23学区において、学校(園)、家庭、地域、関係機関が連携した、子どもの人権を大切にできる環境づくり、子どもの自己実現を図るための取組を推進。</li> <li>・7月末から8月上旬にかけて、県内6会場でブロック別交流研究会を実施。(6会場で616名参加)</li> </ul>	人権教育課
成果	校種間および関係機関との連携の中で、一人ひとりの子どもを大切に個に応じた支援が行われた。ブロック別交流研究会を通して、推進学区の取組を県内に広めることができた。	
関連事業名	保育指導員による訪問指導	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育内容の充実と保育実践の向上を図るため、保育指導員が保育所を訪問し、保育の実践内容についての相談支援を実施。</li> <li>訪問指導園数 104園</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	保育指導員が県内保育所(中核市を除く)の約半数の104園を訪問し、保育の実践上のことについて相談に応じることによって、保育内容の充実と保育実践の向上が図られた。	
関連事業名	認定こども園の設置促進	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じて、保育所と幼稚園の一体的な教育・保育の提供や子育て支援を実施するため、認定こども園制度の普及啓発を行い、設置を促進する。</li> <li>・認定こども園施設か所数 18か所</li> <li>・23年度新規認定数 1か所</li> <li>・23年度類型変更数 1か所 (保育所型→幼保連携型)</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	県内における認定こども園制度の理念や趣旨に対する理解が深まったことにより、新たに民間の幼保連携型認定こども園が1か所増加した。また、民間の認定こども園1か所において、保育所型から幼保連携型への類型変更が行われた。	
関連事業名	平成23年度交通安全県民総ぐるみ運動	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.5/26 県庁会議室 幼児に対する交通安全指導者(幼稚園教諭、保育士、カンガルークラブ、交通安全協会など)に対する研修会を開催。日野小学校栄養教諭による幼児の栄養と交通安全についての講話。幼児の交通安全教室の事例発表、実技発表など。参加者約90人。</li> <li>・H24.3/15～4/15 新入学(園)児の交通事故防止運動を実施 同運動期間等に、各市町、警察署、地区交通安全協会、滋賀県交通安全女性団体連合会による「新1年生の集い」や幼稚園、保育園などの場で、新入学児童に対する交通安全教育を実施。</li> <li>・滋賀県交通安全女性団体連合会による、「チャイルドシート講習会」の実施 彦根市の親子クラブ(子どもは未就学のもの)の場において、チャイルドシートの効果、正しい取り付け方法等についての実技指導を実施。幼稚園等において、チャイルドシートの紹介、正しい取り付け方法などについての実技指導を実施。</li> <li>・同団体による「母と子の自転車・ファミリーカー教室」の実施 幼稚園等において、親子で参加できる歌とゲームを交えた自転車交通安全教育を実施。</li> <li>・その他、年間を通じて、各市町、警察署、地区交通安全協会、滋賀県交通安全女性団体連合会等により、幼稚園、保育園、地域などの場において交通安全教育を実施</li> </ul>	交通政策課 [警察本部交通企画課]
成果	親子または3世代交流型の交通安全教育を実施することにより、家庭を最小単位とする地域に根ざした交通安全意識の高揚が図れた。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

施策名	施策の方向性	
(1)地域における子育て支援の充実	子育て支援のための連携の推進、放課後児童クラブの量の拡充と質の向上、子どもの遊び・育ちの場の確保など、子どもの成長を支える地域環境を整えます。	
評価	<p>大規模クラブの解消により、運営面・安全面ともに適正な実施が期待できる。</p> <p>子育て三方よしコミュニティ推進事業により、地域社会において子育て・子育てを支援する意識の醸成が図られた。</p> <p>地域教育力活性化推進事業については、特にDVD付冊子は問い合わせが多かった。全市町配布はしたものの更に欲しいというものがほとんどだった。また、自然体験活動指導者養成事業においては、実践編を行うことにより、さらに受講者間の繋がりが基礎編の受講年度を越えて広がることが出来た。今後のネットワーク作りに期待できる。</p> <p>PTA子育て学習会を開催することにより、親同士の語り合い活動の重要性について認識を深めることができ、その結果、各单位PTAにおいて独自に開催するなど事業の広がりが見られ、家庭の教育力の向上にもつながった。</p>	
今後の課題等	<p>今後とも、放課後児童クラブ施設整備については、市町の設置ニーズに対応して、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の遊びや生活の場の確保を図っていく必要がある。</p> <p>また、放課後児童クラブ関係者と放課後子ども教室関係者、さらに、地域の大人が同じ目線で子どもたちの放課後の生活という面において共通理解することが必要である。</p> <p>子育てを地域社会で支えることの大切さを発信し、その気運の醸成を図っているが、これが地域社会に定着するためには、地域における継続的な子育て支援体制が必要である。また、子育て世代の地域での活動は、子の成長により途切れることがあるため、参加する者が変わってもその活動が継承される仕組みも必要である。</p> <p>地域教育力活性化推進事業については、平成23年度は緊急雇用事業により現場への取材などの情報収集やリーフレット等の作成など充実が図れたが、次年度はなくなるため、取材などの活動が課題である。</p> <p>自然体験活動指導者養成事業において養成された指導者が、学校や青少年団体等が実施する自然体験活動に有効に活用されるよう、積極的な情報提供や、コーディネート（滋賀県体験活動支援センター）の充実を図る必要がある。</p> <p>PTA子育て学習講座を受講した保護者がリーダーとなり、単位PTAで活躍できるよう支援する必要がある。また、使用した「家庭教育学習資料」は、平成20年度に作成したもので、作成から4年が経過し、改定について検討が必要である。</p>	
具体的取り組み	2-(1)-ア 放課後児童クラブの量の拡充と質の向上	
関連事業名	放課後児童クラブ施設整備事業費補助 放課後児童健全育成事業費補助	所管
事業実績	<p>○放課後児童クラブ施設整備事業費補助 整備した施設数 ①創設:8施設(近江八幡市:2クラブ、野洲市:4クラブ、社会福祉法人むつみ会(守山市):2クラブ) ②改修:1施設(愛荘町)</p> <p>○放課後児童健全育成事業費補助 運営費国庫補助対象クラブ ・10人以上、250日以上 198クラブ(児童数 7,109名)</p>	子ども・青少年局
成果	放課後児童クラブ施設整備により、定員が約250名増加した。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

具体的取り組み	2-(1)-イ 子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保	
関連事業名	「子育て三方よしコミュニティ」推進事業 (親子冒険遊び場推進事業)(再掲)	所管
事業実績	○子育て三方よしコミュニティ・モデル事業 親子冒険遊び場推進事業 子どもが自然とふれあう機会を増やすため、子どもの「遊び」や「体験」の機会の一つとして「冒険遊び場」づくりを支援するとともに、子どもたちの活動を支え、見守る人材の養成と資質向上を図ることにより、子どもが地域社会との関わりの中でたくましく育ち、社会的に自立した個人として成長する環境の整備と児童の福祉の向上を図った。 ・体験・フィールドワークの開催 参加者 208人 ・連続講座・ワークショップの開催 参加者 延べ88人 ・既存活動の担い手による出前講座の実施 実施件数 5件 ・冒険遊び場実施団体数 13団体	子ども・青少年局
成果	「冒険遊び場」の取組を紹介するとともに、活動を支えるプレーヤーの養成・ネットワークづくりを実施することにより、「冒険遊び場」の取組の推進を図った。平成23年度においては、5団体が新たに「冒険遊び場」を立ち上げた。	
関連事業名	地域教育力活性化推進事業	所管
事業実績	・自然体験活動安全対策研修会・・・ 年1回 約75名参加 ・しが子ども体験活動実践交流会・・・ 年2回 約90名参加 ・子どもの体験活動等に関する事業に関する調査・・・ 19市町・60施設、団体 ・通学合宿の推進・・・ 県内54箇所	生涯学習課
成果	啓発リーフレットや推進マニュアルの作成と配布、映像入りDVDの作成と配布、県内54箇所での通学合宿の啓発・推進を行うことができた。	
関連事業名	自然体験活動指導者養成事業	所管
事業実績	・子どもたちが安心・安全に体験活動を実施できるための指導者の養成。 自然体験活動指導者養成研修会 参加者30名 修了者22名 第1回 9月10～11日『体験活動の指導法』『学校教育における自然体験活動の意義』など 第2回 9月25日『救急救命法の実習』『安全管理の基礎』 第3回 10月1～2日『教育課程と自然体験活動の関連性』『自然体験活動の技術』『プログラム企画立案』など  自然体験活動指導者養成研修会 実践編 参加者37名 第1回 8月11～14日『チャレンジしが2011in荒神山』 第2回 10月2日『親子で秋の自然を楽しもう』 第3回 11月6日『アウトドアクッキング』 第4回 1月22日『冬山をおもいきり楽しもう』 +第1回～4回までにそれぞれ事前研修を2回ずつ実施。	生涯学習課
成果	自然体験活動指導者養成研修会に30名の参加があり、内22名が修了者として登録できた。また、23年度より本事業の修了者を対象に、実際に子どもと向き合う実践型の研修(実践編)を実施し、計37名の受講があった。	
関連事業名	放課後子ども教室推進事業	所管
事業実績	・小学校の余裕教室等を活用して子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て行うスポーツや学習、文化活動、地域住民との交流活動への補助等(9市町51教室で実施)  ・「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」(放課後子どもプラン事業・学校支援地域本部事業・家庭教育支援活動事業)の合同研修会として、放課後子どもプラン(含放課後子ども教室)関係者の研修会を実施。 7月22日 第1回研修会(3事業合同) 43名 10月25日 第2回研修会(家庭教育支援事業との合同) 63名 1月27日 第3回研修会・成果報告会(3事業合同) 90名  ・子どもたちの放課後対策のあり方について総合的に協議する「放課後子どもプラン」部会を、年3回実施。	生涯学習課
成果	子どもの遊び・育ちの場として、放課後子ども教室の充実がはかられた。 放課後子ども教室と放課後児童クラブで、共に取り組みたい重点課題について意識することができた。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

具体的取り組み	2-(1)-ウ 家庭の教育力の向上	
関連事業名	家庭教育活性化推進事業	所管
事業実績	<p>・「家庭教育学習資料」を活用した学習の進行役を養成するPTA子育て学習講習会を開催。</p> <p>5月29日 近江八幡会場 125名          6月4日 水口会場 72名          6月11日 大津会場 53名          6月18日 米原会場 55名          6月18日 高島会場 57名                    合計362名</p>	生涯学習課
成果	<p>参加者のアンケート結果で、61%の人が「大変よかった」、38%が「よかった」との回答があり、参加した保護者の満足が得られた。また、記述回答の中には、講習会で学んだことを活かしたいというものも多数あり、親育ちの語り合い活動が、参加者だけでなく地域に広がっていると考えられる。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

施策名	施策の方向性
(2)「生きる力」を育む学校教育等の充実	生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長していくための基礎を身につけられるよう、「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。
評価	<p>新体力テストの結果から、過去3年間の値と比較すると上向きの種目があるものの、平成22年度の全国平均値と比較すると多くの種目で下回る結果となり、まだまだ、子どもの体力向上に向けて満足いく結果には至っていない。</p> <p>専門医派遣により、子どもの現代的な健康課題に対して、各学校において講師の助言をもとに、保護者や関係機関との連携についての方針を決めるなど、具体的に課題解決に向け取り組むことができた。また、個別のケースについて精神科医に相談できる精神科医相談は、教職員にとって大変貴重な機会となった。</p> <p>「食育の日」の取組を推奨したり、学校や園の特色を生かした優秀な食育の取組を表彰することで、給食の残食率を低下させることができた。また、教職員対象の研修会を実施することで、食に対する意識の向上にもつながった。</p> <p>副読本を活用したモデル授業を実施することで、教員が副読本を活用した授業の持ち方を効率的に学べるとともに、意見交換等により男女共同参画社会の実現の必要性への理解が深まった。</p> <p>全校的な授業公開や講演会・懇談会を実施することにより、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育の取組が進んだ。</p> <p>琵琶湖や清掃活動等に関する学習を通して環境美化意識を高めた上で、一斉清掃に取り組む等により、環境を大切にする心や環境問題の解決に向けて正しく判断できる力を高めることができた。</p> <p>次世代文化芸術推進事業について、実施校からは、子どもたちが生き生きと連携授業に取り組む姿を見て、子どもたちの内面変化に大きな影響を与えていると高い評価を得た。</p> <p>少人数学級編制の実施は、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。また、少人数指導の実施は、児童生徒のつまずき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、個人に応じたきめ細やかな学習指導の充実につながった。</p> <p>「しがこども体験学校」については、子どもと保護者からの期待の声も聞かれ、滋賀県発行のイベントガイドとして信頼されている。発行時期には多くの問い合わせがあり、各事業等において利用者増が図られた。</p> <p>森林環境学習「やまのこ」では、すべての小学校で森林・林業に関する学び・体験の機会を確保でき、次世代を担う子どもたちの森林への理解と関心が深まり、人と豊かに関わる力が育まれた。</p> <p>たんぼのこ体験事業では、農業体験学習の取組みが着実に県内全域に普及している。（当該事業の未実施校であっても、地元農業高校や地元農業協同組合と連携し農業体験学習を実施している小学校事例がある。）</p> <p>びわ湖フローティングスクール事業を各小学校の教育課程に位置付け、琵琶湖を舞台に自然とふれあう体験を通して環境に主体的に関わる力や、1泊2日の宿泊体験を通して人と関わり協力し合う心を育む機会とすることができた。</p> <p>子どもが学ぶ「近江の歴史と文化」事業について、全ての学校で活用されていることは評価できる。地域を愛する子どもたちの育成に寄与できている。</p> <p>環境学習の実践については、身近な自然を活かしたり、実際の体験を通して学んだりするなど、環境を大切にする心の育成を進めることができた。</p> <p>また、環境教育副読本の活用については、各教科や総合的な学習の時間等で活用し、地域を愛する実践的な態度の育成を進めることができた。</p>

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

今後の課題等	<p>小学生の体力の現状が依然全国平均値を下回り、低位な状況にあることから、自らの体力を高めていだけの運動(遊び)が行えていない実情があると考えられる。全国の傾向と同様に運動の二極化傾向が伺えることから、男女の体力差があまり見られない低学年の頃から体育授業の充実に努め、運動(遊び)に慣れ親しみ、運動(遊び)の面白さを味わわせていく必要がある。</p> <p>新学習指導要領の趣旨を踏まえ、健やかな体の育成を重視する観点から、学校と家庭、地域が連携した取組を推進していくことが必要である。</p> <p>また、専門医の派遣が単発で終わることなく、専門医と連携し、様々な課題に対応することあわせて、学校が担うべき部分の取組を進めていくことが必要である。そのためにも、学校で学校保健活動の取組を計画的に実施するよう働きかける必要がある。</p> <p>食育については、栄養教諭が配置されている学校では、学校教育活動全体で取り組まれているが、未配置校においては単発的な指導になりやすい。食育担当者等のリーダーシップにより栄養教諭や地域の人材等の関係者とが連携をとりながら積極的に推進する必要がある。栄養教諭の配置がない県立学校での食育推進に課題が残る。</p> <p>副読本の活用率100%を目標に掲げているが、授業時間の確保が困難という課題があり、活用率が前年度より下がった。今後は、現場(教員)へのアンケート結果を参考に教育現場に即した副読本づくりを進め、教育委員会と連携して活用率の向上に取り組み、男女共同参画の意識の醸成や実践につなげていく必要がある。平成23年度は小学校のみモデル授業を実施したが、中学校・高等学校での実施とともに、様々なカリキュラム(家庭・社会・進路等)で活用してもらえるよう、教育委員会との連携を深めていく必要がある。また、教職員が男女共同参画の理念を理解し、指導することが重要であり、教職員らに対する研修や意識啓発の充実を図っていくことが必要である。</p> <p>小学校での取組を進めるため、道徳教育推進教師の力量を高める研修会の開催が必要である。</p> <p>「環境美化の日」について、各学校の取組がさらに充実するように、優れた実践例を紹介するなどの手立てを講じる必要がある。</p> <p>子どもが本物の文化に触れる機会の充実を図るため、これまでの取組を継承し、各文化施設の取組等と合わせ、さらに県全域へ発展させる必要があり、滋賀次世代文化芸術センターに対する運営補助等を通じて事業の一層の推進に努めていきたい。</p> <p>しがこども体験学校については、諸事情により名称が変更されたり、統合されたりしている団体や、大きなイベントのために結成された団体があるなど、登録団体をもう一度確認するなど、よりの確で充実した情報の提供に努めていきたい。</p> <p>森林と琵琶湖をつなぐ森林環境学習「やまのこ」事業の着実な実施を図るため、学校や地域に応じたプログラムのより一層の充実、併せて事業評価方法の検討を行う必要がある。</p> <p>また、環境学習や地産地消を含め農業への関心を高め理解を深める「ステップアップ事業(たんぼのこ体験事業)」の取組拡大を図る必要がある。</p> <p>びわ湖フローティングスクール事業においては、全ての乗船児童を対象にして実施している体験学習度調査をもとに、児童の学習実態を把握し、さらに体験学習の質の向上を図る必要がある。</p> <p>子どもが学ぶ「近江の歴史と文化」事業については、資料の活用の定着と、より有効な使い方、使用場面の拡大が望まれる。</p> <p>環境学習の実践については、エネルギーについての理解を促すとともに、よりよい環境の創造に向けて、主体的に行動するなど実践的な態度を育成する。また、環境教育副読本の活用については、小・中・高校におけるさらなる活用を目指す必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-(2)-ア 「健やかな体」を育む	
関連事業名	学校体育指導事業	所管
事業実績	<p>○子どもの体力向上指導者養成県内研修を開催(6月) 小学校:体づくり運動等(3日間、計101人) 【その他:器械運動、ゲーム・ボール運動】</p> <p>○学校体育研究発表大会を開催(2月3日)</p> <p>○「げんきな湖っ子 Part II 体育のたから箱」(DVD)に基づく授業実践の促進(講習会を7・8月に実施) [収録内容] 低学年体育の授業プラン・低学年体育のいろは・体育の宿題</p> <p>○「げんきな湖っ子 Part III ホップ ステップ 体育」(DVD)の製作(2月完成) [収録内容] 器械運動の授業プラン・ゲーム・ボール運動の授業プラン・体力測定の方法と留意点</p> <p>○小学生1日30分運動の継続</p>	スポーツ健康課
成果	<p>子どもの体力向上指導者養成県内研修により、市町代表の教員に各領域の研修を行い、受講者が後日、各市町において伝達講習を行うことにより、多くの教員の指導力の向上を図ることができた。</p> <p>学校体育研究発表大会により、小学校・中学校・高等学校、それぞれの取り組みを交流することができ、系統的な指導のための参考にすることができた。</p> <p>夏期休業中に「げんきな湖っ子 Part II 体育のたから箱」(DVD)に基づく実技講習会を行い、各小学校において体力向上に向け授業改善が行われた。</p> <p>各小学校において小学生1日30分運動に取り組み、体力の向上に対する意識が高まった。</p>	
関連事業名	子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業	所管
事業実績	<p>○専門医派遣(精神科医、産科婦人科医、整形外科医、皮膚科医)…派遣校15校、参加人数737人 (教職員273人、児童生徒331人、保護者133人)</p> <p>○精神科医相談…6件、相談人数7人</p>	スポーツ健康課
成果	<p>専門医の学校派遣は、講演会形式だけでなく、学校の実態や課題に応じてケース検討会や学校保健委員会、学習参観日に組み入れるなど各校で工夫した活用ができた。</p> <p>精神科医相談では、精神科医から受けた指導助言をもとに校内委員会等を開催し、今後の指導や対応の方向性を決めるなど、各校で相談を生かすことができた。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

関連事業名	湖っ子食育推進事業	所管
事業実績	<p>○小・中学校における「食育の日」の取組み推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全小・中学校から「食育の日」の計画書と実施報告書の提出を求めている。</li> </ul> <p>○教職員への食育の研修を実施（年2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月24日（火）H22年度児童生徒の食事調査結果から食生活の現状について共通理解を図る。 参加者 160名</li> <li>・6月10日（金）食育について具体的な方策について講義を受ける。 参加者 181名</li> </ul> <p>○湖っ子食育大賞表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や園の特色を生かした優秀な食育の取組を表彰</li> </ul>	スポーツ健康課
成果	「食育の日」を推奨することにより、給食を活用した指導、栽培や収穫等の体験活動、教科や特別活動等において指導等が行われた。その結果、給食の残食が減少したり、食に対する意識が高まったりするなどの成果が現れている。	
具体的取り組み	2-（2）-イ 「豊かな心」を育む	
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業(再掲)	所管
事業実績	<p>・男女共同参画社会の実現をめざし、青少年期から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、小中高校用副読本を作成・配布した。また、授業での活用を促すため、副読本を活用したモデル授業を実施した。</p> <p>【児童生徒用副読本、指導者用手引きの配布および活用】</p> <p>副読本 ・小学生用(16,350部)、中学生用(15,670部)、高校生用(14,860部) 手引き ・小学生用(1,650部)、中学生用(951部)、高校生用(880部) 活用率 ・小学生用(H22→H23:87.9%→84.8%)、中学生用(66.0%→50.9%)、高校生用(53.2%→41.0%)</p> <p>【副読本を活用したモデル授業の実施】</p> <p>平成22年度に改定した小学生用副読本を活用したモデル授業を実施。モデル授業の後、副読本の活用について、意見交換を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水口小学校 ①実施日:10月21日 ②科目:学級活動 ③参加教員等人数:16名</li> <li>・玉緒小学校 ①実施日:1月27日 ②科目:キャリア教育 ③参加教員等人数:14名</li> </ul> <p>【教職員講座の実施】</p> <p>男女共同参画の視点に立った学校教育の推進と正しい理解を深めるため、教職員講座(10年経験者研修と位置付け)を実施し、その中で副読本の活用の目的や活用状況等について周知した。 実施日:8月11日 参加教員等人数:100名</p>	男女共同参画課
成果	副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとられない言動が見られるなど、子どもたちが男女共同参画について学び、考えるための一助となった。また、モデル授業を実施することで、副読本を活用した授業の持ち方がわからないという教職員に対して、今後の効果的な授業の参考としてもらえた。	
関連事業名	道徳教育「心の学舎」推進プラン	所管
事業実績	<p>○平成19年度に道徳教育「心の学舎(まなびや)」推進プランを策定し、すべての公立小・中学校を対象に、道徳の(授業)研修会の実施、全校的な道徳授業の公開、心の教育に関わる講演会・懇談会の実施を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育「心の学舎」推進プランにより、次の①、②の取組をすべての小・中学校で実施。 (①道徳の(授業)研修会 ②全校的な道徳授業公開または心の教育に関わる講演会・懇談会)</li> <li>・「道徳の時間」のH23年度平均授業時数は、小学校35.6時間 中学校35.9時間。</li> <li>・道徳の授業公開が増えた。(小)H22:96.1%→H23:96.9%</li> </ul>	学校教育課
成果	校内研修を通じて小学校教員の道徳教育に対する研鑽を深めることができた。	
関連事業名	「ごみゼロの日」「びわ湖の日」「県下一斉清掃の日」における環境美化活動等の実施	所管
事業実績	「ごみゼロの日」(5月30日)、「びわ湖の日」(7月1日)、「県下一斉清掃の日」(12月1日)を「環境美化の日」とし、県内の小・中学校、県立学校において環境学習や環境美化活動等に取り組んだ。	学校教育課
成果	「環境美化の日」の3回ともに、環境保全に関する活動や学習に取り組んだ学校は100%。県内すべての小・中学校、県立学校で実施された。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

関連事業名	次世代文化芸術推進事業	所管
事業実績	・滋賀次世代文化芸術センターが、学校と文化施設、芸術家等をつなぎ、子どもたちに本物の文化芸術を体験してもらう連携授業への取り組み。 連携授業実績数 11,060人(59校)	文化振興課
成果	前年度より、新たに連携する学校が増え(新規実施校21校)、より多くの子どもたちに文化芸術を体験してもらう機会が提供できた。	
具体的取り組み	2-(2)-ウ 「確かな学力」を育む	
関連事業名	少人数学級編制の実施 少人数指導の実施	所管
事業実績	○少人数学級編制の実施 ・小学校2・3年、および4年以上の1学年、ならびに中学校1年で少人数学級編制の実施。このうち、小学校2・3年においては、少人数学級編制と複数指導の選択制を実施。 ・小学校では延べ145校が35人学級編制を、延べ9校が複数指導を実施し、中学校では46校が35人学級編制を実施 ○少人数指導の実施 ・概ね30人を超える学級を有する学校等で、学校の実情に応じて少人数学習集団を編制。 ・小学校119校に129名、中学校95校に143名の加配教員を配置し、小学校では国算理、中学校では理数英の各教科で、きめ細かな少人数指導を実施。	教職員課
成果	少人数学級編制の実施により、教員の児童生徒への関わりが増え、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。 少人数指導の実施により、児童生徒のつまづき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、わかりやすい、集中できる、質問がしやすいと感じている児童生徒や、今後も少人数指導を受けたいと感じている児童生徒が多くなるなど個に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図ることができた。	
具体的取り組み	2-(2)-エ 滋賀の自然や地域資源を活かした多様な学びの場の充実	
関連事業名	しがこども体験学習推進事業	所管
事業実績	しがこども体験学校パンフレットの作成・配布 ・県内各地で行われる体験活動の情報を集約した子ども向けのパンフレットを93,000部作成。小学生全員(87,499部)の他、児童館、ホール、図書館等に配布した。 ・83団体175事業を紹介した 体験活動実施者のスキルアップ研修会の実施 ・平成23年5月23日 69名(生涯学習課との共催) 体験活動の適時性についての研修 ・平成24年2月29日 28名 情報交換 新規登録団体向けリーフレット作成・配布 3,000部作成し、市町教委、公民館、NPO法人等に配布した。	子ども・青少年局
成果	・新規登録団体が12団体あり、23年度末こども体験学校登録団体は105団体となった。	
関連事業名	森林環境学習「やまのこ」事業	所管
事業実績	・県内全ての小学校4年生を対象として、日帰りまたは1泊2日の「やまのこ」事業受け入れ施設(8施設)での森林環境学習と事前・事後学習を242校で実施した。また、参加者数は14,707人であった。	森林政策課
成果	242校すべての小学校で実施した。	
関連事業名	たんぼのこ体験事業	所管
事業実績	・生命や食べ物の大切さを学ぶため、原則として自ら作り、育て、収穫し、食べるという一貫した農業体験事業を実施。 実施した県内小学校204校(対象校229校)	食のブランド推進課
成果	全市町の小学校で事業が実施され、前年度実施校202校を上回る204校でとりくまれた。「農からの食育」の取り組みが着実に普及している。	



## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

関連事業名	びわ湖フローティングスクール事業	所管
事業実績	<p>・学校教育の一環として、県内小学5年生を対象に、母なる湖・琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開。</p> <p>1泊2日航海 94航海実施(188日)=14,375名乗船 1日航海 3航海実施(3日)＝「うみのこ」体験航海2航海＋「沖島ぐるっと一周」航海1航海 計 97航海(191日稼働)</p>	学校教育課
成果	<p>どの航海においても児童が、環境を守ることの大切さや友だちと協力することの必要性など、実感を伴った理解を深めている姿が見られた。「あんぜん・あいさつ・あしまつ」を合い言葉にして、安全をすべての活動に優先する指導や取組を行っている。</p> <p>昭和58年8月の「うみのこ」就航から、平成23年度終了時までの乗船小学生の累計は、455,902人である。</p>	
関連事業名	子どもが学ぶ「近江の歴史と文化」事業	所管
事業実績	<p>・小学校3～6年生の児童、中学校の全生徒の地域に関する主体的・体験的・問題解決的な学習を充実し、地域のよさを学ぶことに資するため、各学校に配付している下の資料を活用し、郷土の歴史、文化や人物などを学習する。</p> <p>小学校には、「郷土の文化学習ガイド」(3分冊)を各40部 中学校には、「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」を40部</p> <p>平成23年度は全ての小中学校で活用できている。 (平成22年度活用した学校 小学校 94.8% 中学校 95.0%)</p>	学校教育課
成果	<p>全ての小中学校で活用されるようになった。小学校では、調べ学習の参考資料として、中学校では、歴史的分野の学習補助資料として活用されている。</p>	
関連事業名	環境学習の実践・副読本の改訂	所管
事業実績	<p>○環境学習の実践 環境保全に向けた「環境美化の日」等の活動、びわ湖フローティングスクール等の体験を重視した学習など、主体的に行動できる人づくりをめざした環境教育を推進した。</p> <p>○環境教育副読本の活用 小・中・高校においてそれぞれ環境教育副読本を作成・配付し、環境教育における活用を図った。</p>	学校教育課
成果	<p>「環境美化の日」の3回ともに、環境保全に関する活動や学習に取り組んだ県内の小・中学校、県立学校は100%。小学校版「あおいびわ湖」と中学校版「あおい琵琶湖」は、それぞれ平成21,22年度に改訂。平成23年度は高校版「琵琶湖と自然」を改訂し、環境教育での活用に資することができた。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■学童期（6～12歳）

施策名	施策の方向性	
(3)子どもの安全確保に向けた取り組みの推進	子どもが事件や事故の被害に遭わないよう安全の確保に努めるとともに、危険回避能力を育成します。	
評価	<p>スクールガード、子ども安全リーダーの養成や活動の支援および「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所での取り組みにより、学校・家庭・地域・企業等が連携して、パトロール活動を実施するなど、地域ぐるみによる子どもの安全を見守る体制づくりにつながった。</p> <p>協賛事業所の取組については、一時的な活動ではなく、継続を前提としたものであり、また、地元密着型の活動となっている。さらに、他の事業所（事業活動）の模範となり、防犯意識の高揚効果の一端を担っていることから、その評価は高いと認められる。</p>	
今後の課題等	<p>地域ぐるみによる子どもの安全を見守る体制の充実のため、スクールガード、教職員、保護者等関係者の研修を継続して実施し、危機管理意識の醸成を高める必要がある。</p> <p>「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所の登録数については、今後も県下各地に対して更なる拡大が望まれることから、「協賛事業所への登録促進」「各事業所の統一取組」等を推進し、協賛事業所の基盤と活動の充実を継続的に実施する必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-（3）-ア   学校や通学路、地域における安全の確保	
関連事業名	地域ぐるみの学校安全対策の推進	所管
事業実績	<p>○平成23年度「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成研修を実施【県内各地で134回開催、3459名参加】</li> <li>・「滋賀県スクールガード・リーダー(10名)」により学校巡回指導を実施【182校園】</li> <li>・スクールガードリーダー育成講習会(連絡協議会等)の実施【3市で開催】</li> <li>・スクールガードによる学校内や通学路の巡回、地域での登下校の見守り活動を推進</li> </ul>	スポーツ健康課
成果	<p>地域ぐるみで児童生徒の安全を確保するため、スクールガードの養成をすすめるとともに、積極的な活動の展開を促すことにより、約26,000人の見守り体制が整備できた。</p> <p>スクールガード・リーダーによる学校内の点検はじめ、防犯教室、通学路安全マップの作成、教職員・保護者の研修等、巡回指導の徹底により、各学校の危機管理意識を高め、一層の取り組みを推進した。</p>	
関連事業名	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所の登録	所管
事業実績	<p>・平成23年度新規協賛事業所として2事業所を登録</p> <p>・各事業所に対して、毎月の県下犯罪統計(刑法犯認知件数)、児童に対する声掛け事案の発生状況を提供し、各事業所における子どもの安全確保に対する次の取組を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①子ども110番の家、車、お店としての活動</li> <li>②防犯チラシの配布</li> <li>③防犯啓発記事を掲載したビラの作成配布</li> <li>④防犯パトロール活動</li> <li>⑤企業が行う地元向けイベントにおける防犯啓発</li> </ol>	県民活動生活課
成果	<p>タイムリーな情報発信を行い、それに基づいた取組を実施してもらっており、相応の犯罪抑止効果が認められた。</p> <p>(平成23年の刑法犯認知件数については約1万3千件台となり、前年対比で約1,700件のマイナス～27年ぶりの総数・昭和59年代)</p>	
関連事業名	子ども安全リーダー制度	所管
事業実績	<p>・地域におけるリーダーシップのとれる人物をリーダーとして、小・中学生の通学路等の安全確保から各小学校区おおむね5人、警察署長が委嘱。(平成9年10月31日から実施しており、平成23年度1,213人(平成24年3月31日現在))</p> <p>・通学路における見守り活動を実施し、声かけ事案やいせつ事犯から子どもを守ることを任務として活動、地域で子どもを守るという地域の連帯意識を醸成</p>	警察本部 生活安全企画課
成果	子ども安全リーダーの見守り活動等により、地域で子どもを守るという地域の連帯意識の醸成を図った。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

施策名	施策の方向性	
(1)子どもが健やかに育つ環境づくり	思春期に特有の健康に関する諸課題やインターネットや携帯電話の普及に伴う諸課題に対応するため、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。	
評価	<p>思春期からの身体やこころの相談や健康教育により、性、性感染症予防に関する正しい知識の普及につながった。</p> <p>関係機関等と連携し各種運動・啓発活動を実施した結果、少年を含むあらゆる年代に対して薬物乱用問題に関する認識を深めることができた。</p> <p>市町や関係機関・団体の協力を得て、全県下で保護者をはじめ県民にインターネット環境が青少年に及ぼす影響やフィルタリングソフトの効果等について周知することができた。</p> <p>平成20年の条例改正後、昨年度に引き続いて携帯電話販売店へのアンケート調査を行い、青少年のフィルタリングソフト利用状況の一端が把握できた。</p> <p>高校一年生全員に啓発リーフレットを配布することによって、インターネット利用上のマナーや困ったときの相談窓口について認識してもらうことができた。</p>	
今後の課題等	<p>電話相談や健康教育を実施している子育て・女性健康支援センターが、更に活用されるよう電話相談や健康教育の実施について周知を図る必要がある。</p> <p>携帯電話等を利用してインターネットサイト等から薬物を容易に入手しやすくなっているため、子どもに対する薬物乱用防止教育により一層取り組む必要がある。</p> <p>携帯電話販売店における青少年のフィルタリングソフト設定率は54.6%であり、設定しない理由の多くが「保護者が必要ないと判断したため」であった。今後、アンケート調査の継続による利用状況の把握とともに、保護者に対してインターネットサイトの危険性とフィルタリングソフトの必要性を一層啓発していく必要がある。</p> <p>他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の、人権に関わる問題が発生したり、安易な個人情報の発信や有害サイトの利用などから犯罪に巻き込まれる事件も発生している。またゲームサイトやスマートホンのアプリなど次々と提供される新たな情報サービスを悪用した人権侵害など、その手段も多様化している。そのため被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解などについて引き続き教育・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>有害情報フィルタリングソフトウェアの普及促進などを目的とした「青少年インターネット環境整備法」をはじめとするインターネットに関連する法律等についても周知していく必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-(1)-ア	思春期保健対策の充実
関連事業名	子育て・女性健康支援事業	所管
事業実績	・思春期の健康問題等についての電話相談の実施 電話相談 延べ 1,868件 健康教育 34回	健康長寿課
成果	思春期からの健康教育を実施し、命の大切さや性感染症に関する正しい知識の普及啓発ができた。	
関連事業名	薬物乱用防止対策事業	所管
事業実績	<p>○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 実施期間：平成23年6月20日～7月19日 平成23年6月26日 6・26ヤング街頭キャンペーンを実施。</p> <p>○覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動の実施 実施期間：平成23年6月20日～7月19日、平成23年11月15日～12月14日</p> <p>○各少年センターが行う薬物乱用防止啓発活動に対する補助の実施 16少年センターに対して補助。</p> <p>○薬物乱用防止推進大会の開催 平成23年11月22日に開催。参加人数141名</p> <p>○シンナー等取扱者に対する立入調査委託の実施 少年センター、警察署、保健所が連携して、シンナー等取扱者施設937施設に対して、立入調査を実施。</p>	医務薬務課
成果	各種運動・啓発活動を県内各地で展開することにより、子どもやその家族を含めた多くの世代に対して薬物乱用防止に向けた啓発ができた。 シンナー等取扱者に対する立入調査により、事業所におけるシンナー等の取扱いの適正化が図れた。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

具体的取り組み	2-(1)-イ インターネットや携帯電話の使用に関するモラルの育成	
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の重点施策に「インターネット上の有害情報から青少年を守る対策の推進」を掲げ、県内一斉キャンペーン日を設定するなど啓発活動を進めた。（全市町で実施）</li> <li>・少年センター等により、携帯電話販売店への青少年のフィルタリングソフト利用のアンケート調査と利用勧奨を行った。（携帯電話販売店：対象135店、回答134店、回収率99.2%）</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」中に、全市町において啓発活動を進め、インターネットサイトの危険性の周知とフィルタリングソフトの利用促進を図った。</li> <li>・少年センター等により、携帯電話販売店に対し、アンケートの依頼・回収時に青少年のフィルタリングソフト利用の勧奨を働きかけた。</li> </ul>	
関連事業名	人権啓発活動の実施（インターネット人権啓発事業分）	所管
事業実績	・インターネット人権啓発リーフレット「緊急 ネット見守隊参上」の新高校一年生への配布（配布数：15,215部）	人権施策推進課
成果	リーフレットを、県内の全公立・私立高校、特別支援学校高等部に配布し、インターネット利用にかかる人権啓発を行った。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

施策名	施策の方向性
(2)「生きる力」を育む学校教育等の充実	生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう、学童期に引き続き、「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育むために、学びや体験の機会を確保します。
評価	<p>学校体育指導事業では、指導者を対象にした講習会を実施し、指導者の資質を向上させ、実際の指導に生かすことができた。</p> <p>副読本を活用したモデル授業を実施することで、教員が副読本を活用した授業の持ち方を効率的に学べるとともに、意見交換等により男女共同参画社会の実現の必要性への理解が深まった。</p> <p>県内の若年層（中・高・大）を中心に、デートDVとは何か、相手を自分を大切にすることとはどういうことかなどについて啓発を図り、DV防止など男女の人権が尊重され、あらゆる暴力を許さない男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいる。</p> <p>全校的な授業公開や講演会・懇談会を実施することにより、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育の取組が進んだ。</p> <p>琵琶湖や清掃活動等に関する学習を通して環境美化意識を高めた上で、一斉清掃に取り組む等により、環境を大切にすることや環境問題の解決に向けて正しく判断できる力を高めることができた。</p> <p>中学校チャレンジワーク事業による職場体験は、中学生が将来の自分の生き方について考え、主体的に進路選択できる力の育成に資することができている。</p> <p>高等学校文化祭事業では、教育の一環として県内の高等学校の芸術・文化に関する活動の充実、振興とその発展に寄与することができた。「近畿は一つ」の合い言葉のもと、近畿各府県（滋賀、和歌山、三重、福井、鳥取、兵庫、大阪、徳島、京都、奈良）の高校生による芸術文化活動の総合的な発表会が開催できた。生徒企画委員会の活動や、テーマ標語、ポスター原画、テーマ毛筆表現への応募等、大会の広報活動や総合開会行事の企画運営に高校生が主体的に参画することができた。滋賀県実行委員会と滋賀県高等学校文化連盟が一体となって運営することができた。</p> <p>次世代文化芸術推進事業実施校からは、子どもたちが生き生きと連携授業に取り組む姿を見て、子どもたちの内面変化に大きな影響を与えていると高い評価を得た。</p> <p>21世紀淡海子ども未来会議は、知事はじめ滋賀県職員が、子どもたちの思いや考えを受け止める場として開催しており、「子どもの権利」および「子どもの意見表明権」を尊重した事業となっている。</p> <p>アクティブハイスクール支援事業では指定校事業における生徒満足度83.2%は昨年度と同じ数値であり、これは本事業が始まって以来最も高いものである。組織目標としている生徒満足度の目標値85%に近い数値となっている。高大連携事業では、過去最多の数値であった昨年度と同様に、400名を超える生徒が参加し、学習活動等の興味・関心・意欲を高めることとなり、主体的な進路選択の一助となっている。</p> <p>少人数学級編制の実施は、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。また、少人数指導の実施は、児童生徒のつまづき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、個人に応じたきめ細やかな学習指導の充実につながった。</p> <p>私立学校振興補助金を通じて、私立学校経営の安定と保護者負担の軽減を図ることができた。</p>

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

今後の課題等	<p>子どもの体力向上指導者養成県内研修については、中央研修への指導者派遣も含め、継続して実施することにより、指導員の資質の向上を図ることが必要である。特に、武道認定講習会については、柔道と剣道を隔年で実施してきたが、受講者数の減少や講習日数の課題等により平成23年度をもって廃止を決定。ただし、中学校の武道必修化に向けて、また、武道の安全指導についての研修も踏まえ、形を変えた研修を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>副読本活用率100%を目標に掲げているが、授業時間の確保が困難という課題があり、活用率が前年度より下がった。今後は、現場（教員）へのアンケート結果を参考に教育現場に即した副読本づくりを進め、教育委員会と連携して活用率の向上に取り組み、男女共同参画の意識の醸成や実践につなげていく必要がある。</p> <p>平成23年度は小学校のみモデル授業を実施したが、中学校・高等学校での実施とともに、様々なカリキュラム（家庭・社会・進路等）で活用してもらえよう、教育委員会との連携を深めていく必要がある。</p> <p>教職員が男女共同参画の理念を理解し、指導することが重要であり、教職員らに対する研修や意識啓発の充実を図っていくことが必要である。</p> <p>交際相手から暴力や精神的支配を受ける「デートDV」は、将来、配偶者へのDVにつながる可能性が高いことから、若年層に向けた啓発が今後必要である。平成23年度に作成したリーフレット等を通じた効果的な活用を図るとともに、教職員等が「デートDV」の正しい知識を持ち、生徒らに指導できるよう、教職員らに対する研修や意識啓発も重要である。</p> <p>中学校での取組を進めるため、道徳教育推進教師の力量を高める研修会の開催が必要である。また、中学校における道徳の時間の全校的な授業公開の一層の推進も必要である。</p> <p>「社会全体で子どもを育てる」観点に立ち、学校と地域、保護者の連携を推進するとともに、生徒の勤労観・職業観を育成するための指導をさらに充実させる必要がある。</p> <p>各学校の取組がさらに充実するように、優れた実践例を紹介するなどの手立てを講じる必要がある。</p> <p>平成27年の「第39回全国高等学校総合文化祭滋賀大会」開催に向け、第31回近畿高等学校総合文化祭（滋賀大会）の成果を継承・発展させる必要がある。</p> <p>子どもが本物の文化に触れる機会の充実を図るため、これまでの取組を継承し、各文化施設の取組等と合わせ、さらに県全域へ発展させる必要があり、同センターに対する運営補助等を通じて事業の一層の推進に努めていきたい。</p> <p>応募者数の減少が見られ、特に中学生は当初の半数近くである。また、応募者の1/4、子ども議員の1/3が議員経験者であり、応募者の固定化も見られる。さらに、議員経験者に、活動としての発展が見られないという課題もある。子どもたちの提言は、身の回りにある課題、学校について考えたことなどに偏りがちであり、滋賀県についてみんなで考えることよりも、生活に関連する課題について考え、調べていくことを子どもたちは求めていると考えられ、地域会議での体験が十分に生かされているとはいえない。</p> <p>アクティブハイスクール支援事業の指定校事業において、組織目標である生徒満足度の目標値85%を達成するため、事業を精選し満足度の高い「体験を伴う活動」を増やす等の工夫が必要である。</p> <p>公立学校においても中高一貫教育、特色あるカリキュラムの編成、複数教員指導等が実施されている中で、公立にはない、魅力ある私立学校づくりを支援していく必要がある。私立学校においては、公立学校での特色教育の実施状況を踏まえ、私学ならではの魅力ある学校づくりを支援していく必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-(2)-ア 「健やかな体」を育む	
関連事業名	学校体育指導事業(再掲)	所管
事業実績	<p>○子どもの体力向上指導者養成県内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校、高等学校における体育担当者の資質の向上を図ることを目的に開催。</li> <li>&lt;日 時&gt; 平成23年6月10日～16日</li> <li>&lt;実技種目&gt; 中高:柔道、ダンス、球技(バスケットボール)</li> <li>&lt;参加者&gt; 中、高等学校教員:【86名】</li> </ul> <p>○学校体育実技武道認定講習会(剣道)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校、高等学校における体育の学習指導の中で、武道指導の充実を図るため、保健体育担当教員および、剣道部顧問を対象に武道(剣道)の段位取得を促進し、実技指導のより一層の充実を図ることを目的に開催。</li> <li>&lt;日 時&gt; 平成23年8月22日～25日 4日間</li> <li>&lt;内 容&gt; 実技指導法ならびに段位取得(初段)</li> <li>&lt;参加者&gt; 中学校教員9名、高等学校1名</li> </ul>	スポーツ健康課
成果	<p>子どもの体力向上指導者養成県内研修により、4日間の中央研修を受講した指導者が、研修内容を県内の指導者に伝達することにより、指導者の養成につながっていくという点で有意義な機会になった。</p> <p>学校体育実技武道認定講習会(剣道)は、県剣道連盟の協力を得ながら、4日間の日程で実施したが、初段認定をするにあたって、徹底した武道学習と実技を行い、短期間ではあるが、充実した講習会となった。ただし、平成23年度限りでの事業は廃止とし、平成24年度より学校体育実技武道講習会として実施。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

具体的取り組み	2-(2)-イ 「豊かな心」を育む	
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業(再掲)	所管
事業実績	<p>・男女共同参画社会の実現をめざし、青少年期から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、小中高校用副読本を作成・配布した。また、授業での活用を促すため、副読本を活用したモデル授業を実施した。</p> <p>【児童生徒用副読本、指導者用手引きの配布および活用】</p> <p>副読本 ・小学生用(16,350部)、中学生用(15,670部)、高校生用(14,860部)</p> <p>手引き ・小学生用(1,650部)、中学生用(951部)、高校生用(880部)</p> <p>活用率 ・小学生用(H22→H23:87.9%→84.8%)、中学生用(66.0%→50.9%)、高校生用(53.2%→41.0%)</p> <p>【副読本を活用したモデル授業の実施】</p> <p>平成22年度に改定した小学生用副読本を活用したモデル授業を実施。モデル授業の後、副読本の活用について、意見交換を実施。</p> <p>・水口小学校 ①実施日:10月21日 ②科目:学級活動 ③参加教員等人数:16名</p> <p>・玉緒小学校 ①実施日:1月27日 ②科目:キャリア教育 ③参加教員等人数:14名</p> <p>【教職員講座の実施】</p> <p>男女共同参画の視点に立った学校教育の推進と正しい理解を深めるため、教職員講座(10年経験者研修と位置付け)を実施し、その中で副読本の活用の目的や活用状況等について周知した。</p> <p>実施日:8月11日 参加教員等人数:100名</p>	男女共同参画課
成果	副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとられない言動が見られるなど、子どもたちが男女共同参画について学び、考えるための一助となった。また、モデル授業を実施することで、副読本を活用した授業の持ち方がわからないという教職員に対して、今後の効果的な授業の参考としてもらえた。	
関連事業名	デートDV防止普及啓発事業	所管
事業実績	<p>若年者の10人に1人がデートDV(交際相手からの身体的暴力や心理的暴力など)を受けていることから、デートDV防止に向けたリーフレットを作成し、出前授業で活用するなど啓発を実施。</p> <p>・デートDV防止啓発リーフレット作成・配布(県内中学校・高校・大学・JR主要駅等) 20,000部</p> <p>・出前授業(10/5 草津高校、12/20 八幡東中学校、1/27 守山北中学校、1/27 彦根総合高校、2/21 打出中学校)</p>	男女共同参画課
成果	<p>新たに作成したリーフレットは、体裁をマンガ仕様にするとともに、学校への送付にあわせてJR駅・コンビニ等に配架したことにより、ターゲットである若年者が手に取りやすく効果的な啓発ができた。</p> <p>また、中学校・高校に出前授業を行うことによって、直接若年層への男女が互いを尊重できる関係づくりの大切さについて啓発やデートDV防止に向けた働きかけができ、また、教職員への意識の高揚も図れた。</p>	
関連事業名	道徳教育「心の学舎」推進プラン(再掲)	所管
事業実績	<p>○平成19年度に道徳教育「心の学舎(まなびや)」推進プランを策定し、すべての公立小・中学校を対象に、道徳の(授業)研修会の実施、全校的な道徳授業の公開、心の教育に関わる講演会・懇談会の実施を推進。</p> <p>・道徳教育「心の学舎」推進プランにより、次の①、②の取組をすべての小・中学校で実施。</p> <p>(①道徳の(授業)研修会 ②全校的な道徳授業公開または心の教育に関わる講演会・懇談会)</p> <p>・「道徳の時間」のH23年度平均授業時数は、小学校35.6時間 中学校35.9時間。</p> <p>・道徳の授業公開が増えた。(中)H22:78.0%→H23:91.0%</p>	学校教育課
成果	校内研修を通じて中学校教員の道徳教育に対する研鑽を深めることができた。	
関連事業名	「ごみゼロの日」「びわ湖の日」「県下一斉清掃の日」における環境美化活動等の実施(再掲)	所管
事業実績	「ごみゼロの日」(5月30日)、「びわ湖の日」(7月1日)、「県下一斉清掃の日」(12月1日)を「環境美化の日」とし、県内の小・中学校、県立学校において環境学習や環境美化活動等に取り組んだ。	学校教育課
成果	「環境美化の日」の3回ともに、環境保全に関する活動や学習に取り組んだ学校は100%。県内すべての小・中学校、県立学校で実施された。	
関連事業名	中学校チャレンジウィーク事業～中学2年生5日間職場体験	所管
事業実績	中学生2年生を対象に連続5日間以上、学校を離れ、地域の事業所で職業体験を実施した。	
成果	<p>県内すべての公立中学校100校の生徒、約14,000人がのべ4,000を超える事業所で5日間以上の職場体験に取り組むことができた。</p> <p>○事後アンケートの結果</p> <p>中学生「働いている人は、難しいこと(しんどいこと)でも最後までやりとおしている。」 92.4%</p> <p>事業所「今後も職場体験として中学生を受け入れる機会があれば協力したい」 95.3%</p> <p>保護者「職場体験等地域社会で子どもを育てることに賛同する」 96.0%</p>	学校教育課

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

関連事業名	高等学校文化祭事業	所管
事業実績	<p>○第35回全国高等学校総合文化祭(福島大会) 8月3日(水)～8月7日(日) (参加生徒数)のべ118名(参加校数)のべ39校 (参加部門) 合唱、日本音楽、美術・工芸、書道、写真、 囲碁、将棋、新聞、放送、小倉百人一首かるた、自然科学</p> <p>○第31回近畿高等学校総合文化祭(滋賀大会) 11月19日(土)～27日(日) (参加生徒数)のべ5,964名(参加校数)のべ750校 (参加部門) 合唱・器楽、吹奏楽、マーチングバンド・パトントワリング、日本音楽、演劇、美術・工芸、 書道、写真、囲碁、将棋、放送、新聞、自然科学、小倉百人一首かるた</p> <p>○第32回滋賀県高等学校総合文化祭 11月19日(土)～27日(日) (参加生徒数)のべ4,590名(参加校数)のべ59校 (参加部門) 合唱、吹奏楽、マーチングバンド・パトントワリング、邦楽、演劇、美術・工芸、 書道、写真、音楽、囲碁、将棋、放送、新聞、小倉百人一首かるた、自然科学</p>	学校教育課
成果	<p>・全国高等学校総合文化祭新聞部門において彦根東高校が年間紙面審査で最優秀賞を受賞、自然科学部門において膳所高校が優秀賞を受賞した。</p> <p>・近畿高等学校総合文化祭において放送部門が最優秀賞と優秀賞を受賞、演劇部門、写真部門が優秀賞を受賞、囲碁部門が団体選手権戦で女子優勝、将棋部門団体戦で湖南農業高校が男女共に3位、小倉百人一首かるた部門で膳所高校が4位に入賞するなどの活躍があった。</p>	
関連事業名	次世代文化芸術推進事業(再掲)	所管
事業実績	<p>・滋賀次世代文化芸術センターが、学校と文化施設、芸術家等をつなぎ、子どもたちに本物の文化芸術を体験してもらう連携授業への取組み。</p> <p>連携授業実績数 11,060人(59校)</p>	文化振興課
成果	前年度より、新たに連携する学校が増え(新規実施校21校)、より多くの子どもたちに文化芸術を体験してもらう機会が提供できた。	
関連事業名	21世紀淡海子ども未来会議設置運営事業	所管
事業実績	<p>平成22年度継続事業 直前ワーク① 平成23年5月14日(土) 子ども議員39名 直前ワーク② 平成23年5月28日(土) 子ども議員42名 直前ワーク③ 平成23年7月10日(日) 子ども議員44名 子ども県議会 平成23年7月26日(火) 子ども議員45名 代表18名から18の提案・質問を行った。</p> <p>平成23年度事業 任命式・夏キャンプ 平成23年8月8日(月)～9日(火) 子ども議員51名 地域会議①(甲賀地域) 平成23年9月10日(土)～11日(日) 子ども議員43名 地域会議②(湖北地域) 平成23年10月22日(土)～23日(日) 子ども議員42名 地域会議③(湖東地域) 平成23年12月10日(土)～11日(日) 子ども議員43名 ブレ子ども会議(彦根市) 平成24年2月25日(土) 子ども議員38名</p> <p>子ども遊びサポーター養成講座 4回実施 のべ34名参加</p>	子ども・青少年局
成果	子どもたちにとって、様々な活動を通して多くの人と触れ合ったり、いろいろな物を見たり、たくさんの人たちの話を聞いたりして、滋賀県の新たな魅力を発見できる事業となっている。	



## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

具体的取り組み	2-（2）-ウ   「確かな学力」づくり	
関連事業名	アクティブハイスクール支援事業	所管
事業実績	<p>○指定校事業 県立高等学校（34校）が、次のA～Hの8つのグループに分かれ、それぞれのテーマにそって事業（特色ある学校づくり、体験活動）を実施。</p> <p>A 知の世紀をリードする人材を育てる学校（1校） B 望ましい勤労観・職業観や職業人としての資質を育てる学校（2校） C 感性を豊かにし生きる力を育てる学校（1校） D 学び直しを支援する学校（4校） E 得意分野を育てる学校（8校） F 地域に根ざした教育を展開する学校（6校） G 国際社会を生きる教養ある人材を育てる学校（3校） H 学びの意欲を高め確かな学力を育てる学校（9校）</p> <p>○高大連携事業 複数高校の希望者と県内10大学との連携による連続講座の開講。</p> <p>○学校情報の発信 中学生の普通科高校体験入学などの実施。</p>	学校教育課
成果	指定校事業における平成23年度の生徒満足度は83.2%となった。 高大連携事業では、開講された20講座に409名の生徒が参加した。	
関連事業名	少人数学級編制の実施 少人数指導の実施	所管
事業実績	<p>○少人数学級編制の実施 ・小学校2・3年、および4年以上の1学年、ならびに中学校1年での少人数学級編制の実施。このうち、小学校2・3年においては、少人数学級編制と複数指導の選択制を実施。 ・小学校では延べ145校が35人学級編制を、延べ9校が複数指導を実施し、中学校では46校が35人学級編制を実施</p> <p>○少人数指導の実施 ・概ね30人を超える学級を有する学校等で、学校の実情に応じて少人数学習集団を編制。 ・小学校119校に129名、中学校95校に143名の加配教員を配置し、小学校では国算理、中学校では理数英の各教科で、きめ細かな少人数指導を実施。</p>	教職員課
成果	<p>少人数学級編制の実施により、教員の児童生徒への関わりが増え、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。</p> <p>少人数指導の実施により、児童生徒のつまずき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、わかりやすい、集中できる、質問がしやすいと感じている児童生徒や、今後も少人数指導を受けたいと感じている児童生徒が多くなるなど個に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図ることができた。</p>	
具体的取り組み	2-（2）-エ   教育に伴う経済的負担の軽減	
関連事業名	私立学校経営安定事業	所管
事業実績	<p>私立学校振興補助金 3,282,322,000円</p> <p>・一般補助（加算含む） 28法人</p> <p>高等学校（全日制・定時制） 9校 7,034人 2,202,210,000円 高等学校（通信制） 2校 423人 28,764,000円 中学校 5校 1,604人 424,876,000円 小学校 1校 184人 46,340,000円 幼稚園 28園 3,399人 522,332,000円 12,644人 3,224,522,000円</p> <p>・教育改革推進特別補助 25法人 15校26園 57,800,000円</p>	総務課
成果	<p>私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減を図った。</p> <p>また、体験学習の推進やスクールカウンセラーの設置、預かり保育等の学校活動を支援し、新たな教育ニーズに対応した各校（園）の取組の促進に努めた。</p>	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

関連事業名	高等学校奨学資金の貸付	所管
事業実績	<p>・平成23年4月から平成24年2月まで滋賀県奨学資金の貸与申請を受け付け、975人に対して、約2億8千万円の奨学資金を貸与した。</p> <p>(貸与要件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆奨学資金の貸与要件               <ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～④のいずれにも該当し、修学に意欲を有する者</li> <li>①貸与受けようとする者の保護者等が県内に居住する者</li> <li>②高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)に在学する者</li> <li>③貸与を受けようとする者の世帯の年収が基準額(生活保護基準の1.7倍)以下である等、経済要件を満たし、学資の支弁が困難と認められる者</li> <li>④他の同種の奨学資金を受けていない者</li> </ul> </li> <li>◆奨学資金の貸与額等(無利子)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金(月額) 国公立(自宅通学)18,000円(自宅外通学)23,000円 私立(自宅通学)30,000円(自宅外通学)35,000円</li> <li>・入学資金(入学時のみ)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>基本額(国公立・私立とも) 50,000円</li> <li>私立加算額 限度額150,000円(ただし入学金相当額の範囲内)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◆貸与申請の受付期間               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年4月中(集中募集)</li> <li>・平成23年5月から平成24年2月まで(随時募集)</li> </ul> </li> </ul>	学校教育課
成果	経済的理由により高等学校等への修学が困難な者に対する教育の負担軽減に寄与することができた。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■思春期（12～おおむね18歳）

施策名	施策の方向性	
(3) 自立に向けた意識づくりと就業支援	勤労観や社会性を養うことにより、将来の自立に向けた主体的な就学や就業が行える要支援します。	
評価	中学生が将来の自分の生き方について考え、主体的に進路選択できる力の育成に資することができている。 生徒が参加企業の担当者から直接企業の情報を得ることにより、就職の促進を図ることができた。	
今後の課題等	「社会全体で子どもを育てる」観点に立ち、学校と地域、保護者の連携を推進するとともに、生徒の勤労観・職業観を育成するための指導をさらに充実させる必要がある。 引き続き厳しい就職環境の中で、関係機関が連携して新規高等学校卒業予定者の就職を促進する必要がある。	
具体的取り組み	2-(3)-ア 勤労観・職業観を養い、社会での自立をめざす支援の充実	
関連事業名	中学校チャレンジウィーク事業～中学2年生5日間職場体験(再掲)	所管
事業実績	中学生2年生を対象に連続5日間以上、学校を離れ、地域の事業所で職業体験を実施した。	学校教育課
成果	県内すべての公立中学校100校の生徒、約14,000人がのべ4,000を超える事業所で5日間以上の職場体験に取り組むことができた。 ○事後アンケートの結果 中学生「働いている人は、難しいこと(しんどいこと)でも最後までやりとおしている。」 92.4% 事業所「今後も職場体験として中学生を受け入れる機会があれば協力したい」 95.3% 保護者「職場体験等地域社会で子どもを育てることに賛同する」 96.0%	
関連事業名	若年者総合就業支援事業	所管
事業実績	就職未内定者の就職促進等のため、滋賀労働局、県教育委員会等の関係機関と連携して「新規高等学校卒業予定者就職相談会」を開催  開催日 11月22日 参加生徒数 41校 214名 参加事業所 47社	労働雇用政策課
成果	新規高等学校卒業予定者就職相談会の開催により44名の就職が内定した。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）

施策名	施策の方向性	
(1) 社会への参画促進	社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な参加を促す機会を提供します。	
評価	青少年に多くの魅力ある大人達と出会う場を創出することで、未来への希望を抱かせ、主体的な社会との関わりを持つきっかけを作り出すとともに、青少年が気楽に話せる雰囲気作りと青少年をケアできる配慮が同時に行えるしくみができつつある。	
今後の課題等	青少年の自立に向けての支援として、青少年支援団体との交流活動や体験の場づくりなどの取組を進めた。しかしながら都市化の進展など社会環境の変化により、地域における連帯感が希薄化し、青少年の自立にとって引き続き厳しい現状にある。今後とも、青少年活動団体の活性化とともに、青少年への情報提供や機会提供により、青少年の育成の推進を図っていく必要がある。	
具体的取り組み	2-(1)-ア	若者の主体的な社会参画の促進
関連事業名	出会い発見！青少年応援事業	所管
事業実績	実施地域：南部地域 実施内容 ・職業人マッチングフェア：平成23年 7月 9日(土) 参加者 58名、支援者 21名 ・ネットワーク交流会 :平成23年 8月20日(土) 参加者 20名、支援者 20名 ・マッチングフェア :平成23年11月 5日(土) 参加者 101名、支援者 33名 ・現場体験ツアー :平成23年12月18日(日) 参加者 19名、支援者 5名	子ども・青少年局
成果	職業人マッチングフェアのアンケート結果で、9割以上の参加者が「満足」、中でも6割以上の参加者が「大満足」と答えるなど、若者が色々な職業人と色々な話ができたことに成果があった。	

## 2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

### ■青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）

施策名	施策の方向性	
(2) 若者の就職支援の充実	若者が能力と適性にあつた職業を選択し、職業人として自立していくため、将来の目標をめざした就学や就業への支援を行います。また、農林水産業など地域産業に就く意欲のある若者を支援するなど、若者の就業機会の拡大を図ります。	
評価	新規大学等卒業予定者等を対象として、求人情報の提供、県内企業の会社案内、就職フェアの開催等を行うことにより、若者の就業機会の拡大につながった。	
今後の課題等	引き続き厳しい就職環境の中で、若年求職者に対して、より適切なサービスを提供するとともに、求人開拓、企業とのマッチング等により若年者の就職を促進する必要がある。	
具体的取り組み	2-(2)-ア	職業能力開発支援・就業支援の充実
関連事業名	若年者総合就業支援事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングジョブセンター滋賀などの就業支援機関を一体化した「おうみ若者未来サポートセンター」(滋賀県・滋賀労働局共同運営)を開設した。</li> <li>・若年者の就職を支援するため、ヤングジョブセンター滋賀で就職に関する相談、個別カウンセリング、求人・就職関連情報の提供等を実施。</li> <li>・平成23年度のヤングジョブセンター滋賀の利用実績(登録者数 3,156人、利用者延数 21,710人、就職者数 1,561人)</li> <li>・県内企業への就職を促進するため、インターネットにより県内企業情報を提供するとともに、関係機関と連携して就職フェアを3回開催。</li> </ul>	労働雇用政策課
成果	新規学卒者等を取り巻く厳しい就職環境の中、概ね35歳未満の若年者に対し、滋賀労働局・ハローワーク等と連携・協力のもと、ヤングジョブセンター滋賀を運営し、総合的な就職支援をワンストップで行うことにより1,561人が就職した。	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性
(1) 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の推進	<p>児童虐待が子どもの人格をゆがめ、次世代まで影響を及ぼす著しい人権侵害であるとの認識のもと、子どもの権利擁護の視点に立って、滋賀県児童虐待防止計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもたちが適切かつ十分な支援を受けられる体制や社会資源を充実します。</p>
<p>評価</p>	<p>市町、関係機関・団体および企業等との協働により「オレンジリボンをあなたの胸に」事業を展開し、多様な地域、場所、機会において多様な啓発活動を活発に実施でき、広く県民に児童虐待への理解と通告先の周知が図れた。</p> <p>おとなワークショップへの参加により、関わる関係者にCAPプログラムの目的や内容・方法がより認識され、学校や地域等でのプログラムの実施に向けた理解が図れた。</p> <p>また、関係職員研修においては、県教育委員会(学校教育課)および県立小児保健医療センターと共催することにより、従前にも増して、多くの教職員や医師、看護師等の医療従事者の参加が得られ、虐待の早期発見・対応に効果のあるこれらの分野での児童虐待についての理解が促進された。</p> <p>早期から、市町や、県里親会、県民児協連など子どもに関わる関係団体に事業について周知、説明し、関係者の応募を働きかけた結果、登録家庭(者)を得ることができ、また、情報提供の結果として、子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施予定市町も増加した。</p> <p>スーパーバイザーやケース・マネジメント・アドバイザーの派遣を通じ市町を支援することにより、市町の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能強化が図れた。</p> <p>県、県里親会、小鳩会の三者による運営会議を開催(1回)し、事業計画等を調整することにより、個別の里親家庭への継続的な訪問支援や電話相談、地域里親会の意向を踏まえた学習会や里親サロンの開催や、そこの保育支援など、民間ならではの里親や地域里親会に寄り添ったきめ細かな支援を行うことができた。</p> <p>要保護児童の増加に対応するため、里親の新規認定・登録および小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の計画的開設を進めたことにより、要保護児童の受入体制が拡充された。</p> <p>里親制度の広報啓発、認定・登録に向けた認定前研修、未委託里親や専門里親の研修および委託里親への各種支援事業等により、里親への委託と支援を進めた結果、里親の認定・登録の増につながった。なお、心理的ケア援助員と家事援助員は利用希望がなかったため、派遣実績なしとなった。</p> <p>児童養護施設等への専門職員の配置や施設における養護形態の小規模化を進め、虐待を受けた子どもに対し、よりきめ細かなケアや自立支援を行うことができた。</p> <p>委員による実地調査を通じ聴き取った子どもの意見や苦情等について、客観的かつ専門的な立場から施設に対し助言等を行うことにより、子どもが施設において安心して生活できるよう支援を行うことができた。</p> <p>児童養護施設等の協力を得て、施設で生活する子どもの課題や退所後の課題などを把握し、これに対応する効果的なスキルアップ講座を設定できた。また、講座を通じ、退所予定者を中心に相談を実施することにより、子どもの自立に向けた支援が行えた。</p> <p>また、児童養護施設等を退所した子どもに、自立支援ホームの利用を通じ、日常生活上の指導や職業指導などを行い、その社会的自立や就労を支援することができた。</p>
<p>今後の課題等</p>	<p>児童虐待の未然防止および早期発見、早期対応を確実にするため、県民の児童虐待および通告の意味・目的の理解や通告先の周知を徹底していく必要がある。このため、子育て家庭により身近な地域や職場等における啓発を市町、関係機関・団体および企業等と協働して進めていくことが必要である。</p> <p>CAPプログラムは参加型の学習であり、一度に多くの方が学習できないうえ、プログラムを実施できる団体の人的体制も限られているため、開催回数や参加人員の大幅増は困難である。このため、プログラムの普及に向けて、地域単位のおとなワークショップを継続的に実施することが必要である。</p> <p>平成22年度には、県内で乳幼児揺さぶられ症候群を疑われる乳児の死亡事案が発生しており、母子保健や産科医療での早期発見・対応を進める必要があることから、保健・医療関係者の児童虐待に関する専門知識の習得を目指し、より一層、保健・医療関係機関・団体との協力を進めていくことが必要である。</p> <p>各地域に、多様な子どもに対応する受入れ先を確保するため、幅広く子どもに関わる関係機関・団体に「子どもと家族を守る家」の目的等を周知し、より多くの申請者を得て、登録家庭(者)を増やすとともに、市町に対し「子どもと家族を守る家」を活用した子育て短期支援事業(ショートステイ)への取り組みを働きかけることが必要である。</p> <p>県内の児童虐待相談件数は年々増加しており、子育て家庭にとって身近な市町での虐待の未然防止や早期発見・対応は、今まで以上に重要になってきている。このため、スーパーバイザーやケース・マネジメント・アドバイザーを確保・充実し、専門性の確保や相談等の機能強化に向け引き続き支援していくことが必要である。</p> <p>今後は、次年度からの里親支援機関事業の外部委託に向け、県や里親会の活動との役割分担も検討していく必要がある。</p> <p>里親制度の広報啓発により、一層の里親の認定・登録の増を図るとともに、里親への委託が促進されるよう、施設入所児童ホームステイ事業や一時保護委託等を活用して委託に結びつけるとともに、委託後の里親支援に努める。</p> <p>小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)は、開設計画に基づき、毎年度2カ所の新規開設ができるよう里親等関係者への事業の周知等に努める。</p> <p>里親の認定・登録増に向け広報啓発を充実していくとともに、本事業の次年度からの外部委託に向け、里親委託の促進や委託里親への実質的な支援につながるよう、県・子ども家庭相談センター・里親支援機関・里親会との連携のあり方や、里親支援機関事業の内容や方法等を検討していく。</p> <p>特に、心理的ケア援助員と家事援助員の派遣については、利用実績が無かったことから、活用に向け、制度の周知・改善を行う必要がある。</p> <p>引き続き、虐待を受けた子どもに対する心理的なケアや個々の子どもに応じた対応を行うための専門職員を必要とするすべての施設に配置するとともに、対象となるすべての施設において小規模グループケアを導入するとともに、各施設でのグループ数を増やし、養護形態の小規模化をより一層進める必要がある。</p> <p>平成21年度に創設された小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)についても、施設養護の要素を持つことから実地調査の対象としていく。</p> <p>また、子どもの権利擁護を進めるため、子どもの意見等を表明できる力を伸ばす学習を行っていく必要がある。</p> <p>児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じ就業や社会生活の学習や相談など切れ目無く継続的に支援できるよう、施設と協力して退所前から子どもとの関係の構築を図り、相談支援活動につなげていく。また、今後、退所後における子どもの相互交流ができるような場の整備なども必要である。</p> <p>また、児童養護施設等を退所し自立を目指す年齢の男女が、別棟であるとはいえ近い場所で生活することには性や生活の乱れ等々の危険性が伴うため、安全かつ安心な生活環境の確保に努める。また、将来的には、男女別々の場所への移転も検討する必要がある。</p>

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

具体的取り組み	3-(1)-① 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた施策の推進	
関連事業名	地域企業参画型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業	所管
事業実績	<p>・11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、オレンジリボンを活用した広報啓発を、市町関係機関・団体および企業等と協働して実施</p> <p>①街頭啓発 7回(4/28～2/26の間)</p> <p>②児童虐待防止キャラバン隊 全市町を訪問(10/7,10/11,10/14)</p> <p>③出前講座 30回(NPOに委託し実施)</p> <p>④企業等での取り組み(賛同企業等:71団体)</p> <p>⑤スポーツチームとのタイアップ 2回(バレー、サッカーの試合会場での啓発)</p> <p>⑥オレンジリボンでつなごう～びわ湖たすきりレー～ 59人参加(10/30)</p> <p>⑦児童虐待防止イベント 大型ショッピングセンター2箇所</p> <p>⑧横断幕の掲示 県大津合同庁舎(11/1～12/16)</p> <p>※オレンジリボン配布数:100,000枚</p>	子ども・青少年局
成果	各種の啓発活動を実施し、県民に児童虐待への理解と通告先の周知を図った。この結果、平成23年度の子ども家庭相談センターへの児童虐待通告が増加したとともに、隣人・知人からの通告が平成22年度と同様に高い水準となった。(前年比68件増、隣人・知人からの通告件数H21:96件 H22:231件 H23:231件)	
関連事業名	地域企業参画型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業(CAPプログラム)	所管
事業実績	<p>子ども自らが暴力から身を守る力を付ける参加型人権教育学習「CAPプログラム」を日常的に子どもに接する関係者を学ぶ「おとなワークショップ」を県内7会場で開催した。</p> <p>①8月5日 南部環境・総合事務所</p> <p>②8月10日 大津合同庁舎</p> <p>③8月12日 彦根燦パレス</p> <p>④8月19日 長浜市民交流センター</p> <p>⑤8月24日 甲賀環境・総合事務所</p> <p>⑥8月24日 東近江市役所</p> <p>⑦8月30日 高島市立今津コミュニティーセンター (参加者計 96人)</p>	子ども・青少年局
成果	県内の7会場でワークショップを開催したことにより、各地域の保育士や教員など福祉・教育現場の方が多数参加され、関係者へのCAPプログラムの学習を進めることができた。	
関連事業名	児童虐待相談関係職員研修事業	所管
事業実績	<p>市町の相談担当、保育士、教職員、医師、保健師など子どもに直接関わる仕事に従事する関係職員に対して、児童虐待相談関係職員研修を実施した。</p> <p>・基礎研修および専門研修 7月26日～9月16日の間に11日間(講義および演習) 参加者数 延べ980人</p> <p>・児童福祉司任用資格研修 H23年1月28日～2月28日の間に6日間(講義および演習) 参加者数 68人(修了者数 43人)</p>	子ども・青少年局
成果	研修には、市町の相談担当、保育士、教職員、医師、保健師など幅広く子どもに直接関わる仕事に従事する多くの関係職員の参加があり、児童虐待についての専門的知識の習得や児童福祉司任用資格の修了がされたことにより、虐待の早期発見・対応や市町職員の専門性の確保に資することができた。	
関連事業名	子どもと家族を守る家づくり事業	所管
事業実績	<p>県内から広く「子どもと家族を守る家」の養育者となる方を募集。研修を実施し、修了者の家庭を「子どもと家族を守る家」として登録するとともに、子育て短期支援事業(ショートステイ)の受入れ先としての活用に向け、登録家庭の情報を市町に提供した。</p> <p>・研修 1回(1会場)開催</p> <p>・認定・登録数 14家庭17人</p> <p>・県内から広く「子どもと家族を守る家」の養育者となる方を募集。</p>	子ども・青少年局
成果	里親、保育士、児童委員など、子どもに関わる関係者の研修受講があり、14家庭17人を「子どもと家族を守る家」(養育者)として登録できた。	
関連事業名	市町支援強化事業	所管
事業実績	<p>市町の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、スーパーバイザーおよび弁護士、社会福祉士、臨床心理士、外国語通訳等のケース・マネジメント・アドバイザーを派遣した。</p> <p>・スーパーバイザーの派遣 92回(8市町)</p> <p>・ケース・マネジメント・アドバイザーの派遣 5回(4市町)</p>	子ども・青少年局
成果	スーパーバイザーを1名増員(計2名)したうえ、市町へ継続的に派遣し、ケース会議等において助言・指導することにより、要保護児童対策地域協議会および調整機関の機能を強化できた。 市町の要請に応じて、ケース・マネジメント・アドバイザーを派遣することにより、児童家庭相談への適切な助言・支援を行うことができた。	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	里親支援事業	所管
事業実績	(社福)小鳩会が設置・運営する「こばと子ども家庭支援センター」に委託し、里親の訪問支援、地域里親会との協働による学習会や里親サロンの開催支援などにより、里親を支援した。 ①訪問支援 11家庭19回、他に電話相談5家庭26回 ②通信「つなぎあい」平成23年8月から毎月発行(6回) ③各種研修の実施 (里父研修:参加者数14人、コモンセンス・ペアレンティング学習会:計9回/参加者数26人、里親学習会:参加者数14人) ④里親サロン 東近江市で2回開催(参加者数15人) ミニサロン 2回開催(参加者数13人)	子ども・青少年局
成果	里親家庭への訪問支援や通信の発行などによる里親の課題の把握と助言、地域里親会と協働した学習会や里親サロンの開催による養育力や専門性の向上、里親同士の交流など、主に県が行っている里親支援機関事業で取り組めていない里親支援を行うことができた。	
具体的取り組み	3-(1)-②   子どもの保護・ケアの充実	
関連事業名	要保護児童受入体制の整備	所管
事業実績	里親の認定・登録や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の開設を促進することにより、要保護児童受入体制を整備した。 ・養育里親 新規認定・登録 29家庭 ・ファミリーホーム 新規開設 3カ所(定員18人)	子ども・青少年局
成果	里親制度についてのパンフレット等による広報の結果、申請希望者が増加し、里親の新規認定・登録の増に結びついた。また、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)については、事業創設時における毎年度2カ所の開設計画に基づき、事業実施希望者と調整した結果、年度内に3カ所が新規開設された。	
関連事業名	里親支援機関事業	所管
事業実績	里親の認定・登録および委託を促進するとともに、里親に対する各種の研修や支援事業を実施した。 ・養育里親研修 ①前期 基礎研修:講義(5月14日)+施設実習1日、 認定前研修:講義2日(6月4日、6月25日)+施設実習2日 修了者43人 ②後期 基礎研修:講義(11月10日)+施設実習1日、 認定前研修:講義2日(11月24日、12月7日)+施設実習2日 修了者14人 ・心理的ケア援助員、家事援助員の派遣 実績なし ・里親委託推進員の配置 中央子ども家庭相談センターに嘱託職員1名を配置し、委託に向けて施設や関係機関との調整を行った。 ・専門里親更新研修 2回開催(1月27日、3月16日) 修了者8人 ・未委託里親研修 県里親会に委託し実施(2月25日) 参加者23人 ・ピアカウンセリング(里親同士の交流) 10月4日開催 参加者8人	子ども・青少年局
成果	里親制度の広報啓発を進めた結果、養育里親研修を57人が修了し、養育里親の認定・登録が29家庭増加し146家庭となった。また、未委託里親や専門里親の研修および委託里親への各種支援事業等を実施し、里親への支援強化を進めた。	
関連事業名	児童養護施設等における専門職員の配置等	所管
事業実績	児童養護施設等で生活する虐待を受けた子どものケアや自立支援のために、専門職員の配置や小規模グループによるケア体制の整備を行った。 ①専門職員の配置 ・心理療法担当職員の配置 6施設(6人) ・被虐待児個別対応職員の配置 7施設(7人) ②小規模グループによるケア体制の整備 ・小規模グループによるケア 5施設(7グループ) ・地域小規模児童養護施設 3施設(3カ所)	子ども・青少年局
成果	虐待を受けた子どもには対する心理的なケアや個々の子どもに応じた対応を行うための専門職員を必要とするすべての施設に配置できた。 対象となる6施設のうち5施設において、小規模グループケアを導入することができた。	



### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	児童養護施設等の子どもの権利擁護事業	所管
事業実績	児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会を開催するとともに、委員による施設への実地調査を行った。 ・委員会の開催(1回) 平成22年度実地調査について協議 ・実地調査(1回) 7施設(日帰り)	子ども・青少年局
成果	すべての対象施設に対し委員による実地調査を行い、面接を通じ、直接、子どもから意見や苦情等を聴き取り、施設に適切な対応について助言等を行った。特に、従来は年齢別や寮単位等のグループ面接のみであったが、より率直な意見や気持ち等を聴き取るため、希望者には個別面接の時間を設け、対応した。	
具体的取り組み	3-(1)-③ 親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)、子どもの自立支援	
関連事業名	子どもの自立支援事業	所管
事業実績	NPO法人びわこ青少年をサポートする会に委託し、児童養護施設等の入所・退所児童に対し、就業や社会的自立に向けた相談・援助を行った。 ①相談支援活動 自立支援員(1人)による相談・支援の実施 相談件数60件 ②スキルアップ講座 7回開催 (ビジネスマナー・薬物依存・妊娠出産等)	子ども・青少年局
成果	児童養護施設等を入所・退所児童を対象に、自立に向けた課題を踏まえ開催した就業や社会生活に関するスキルアップ講座には、一定数の参加者が得られ、退所後の社会的自立に向けた知識・技術の習得が図れた。また、同講座の受講者を中心に相談支援活動も行うことができた。	
関連事業名	児童自立生活援助事業	所管
事業実績	NPO法人びわこ青少年をサポートする会に委託して自立支援ホーム1カ所を運営し、児童養護施設の退所児童など社会的自立が困難な子どもに対し、自立支援を行った。 ・利用者数 実人数 6人 延べ52人月	子ども・青少年局
成果	児童養護施設等を退所した子どもたちや、行き場のない子どもたちが、ホームを利用することにより、社会で自立するためのスキルやマナーなどを学ぶことができた。	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(2)DV(配偶者からの暴力)防止対策の充実	配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。))は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。また、子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待であると定義づけられています。こうした認識のもと、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援を進めるため、総合的かつ積極的に施策を推進します。	
評価	<p>県児童虐待防止計画およびDV防止基本計画に基づき、DVの防止および配偶者の保護のための広報啓発に取り組むとともに、関係機関等と連携、協力して被害者に対する相談支援活動を実施し、DV被害に遭った親子がともに安心して自立生活が送れるよう支援対策を推進した。</p> <p>DVの悩みに寄り添い相談を受け、必要な場合は、関係機関につないだり専門相談につなげることにより、DVの防止とDV被害者の自立支援に向けた取組が進んでいる。</p> <p>県内の若年層(中・高・大)を中心に、デートDVとは何か、相手を自分を大切にすることはどういうことかなどについて啓発を図り、DV防止など男女の人権が尊重され、あらゆる暴力を許さない男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいる。</p>	
今後の課題等	<p>DV被害者にとって、より身近な地域での相談支援体制の整備に向けて、市町でのDV防止基本計画の策定、県や市町等関係機関との連絡会議を通じた連携を一層進めていき、また、県民に対してDVの相談機関である配偶者暴力相談支援センターの周知を進めていくとともに、若年層に対してDVの広報・啓発を充実していく必要がある。</p> <p>DV相談については、被害者の保護や心のケア、自立に向けての支援など1部局での解決は難しいので、さらに関係機関との連携を図ることが大切である。</p> <p>交際相手から暴力や精神的支配を受ける「デートDV」は、将来、配偶者へのDVにつながる可能性が高いことから、若年層に向けた啓発が今後も必要である。平成23年度に作成したリーフレット等を通じた効果的な活用を図るとともに、教職員等が「デートDV」の正しい知識を持ち、生徒らに指導できるよう、教職員らに対する研修や意識啓発も重要である。</p>	
具体的取り組み	3-②-ア DV防止とDV被害者の自立支援の促進	
関連事業名	相談室運営事業	所管
事業実績	<p>滋賀県立男女共同参画センターにおいて、さまざまな悩みを持つ女性・男性に対して、男女共同参画相談員、弁護士、臨床心理士による相談事業を実施するとともに、県内の相談体制の充実強化のため、ネットワークの運営や相談員の育成及び資質向上のための研修を実施。また、相談体制を充実するため、新たにDV被害者のためのカウンセリングや男性のための相談日を設置。</p> <p>【総合相談】 相談件数 3,175件(相談方法別内訳:面接相談387件、電話相談2,788件) ※内容別では、全体のうち528件がDV相談</p> <p>【専門相談】 法律相談 44件 家族相談 41件</p> <p>【スーパーバイザーの設置】 男女共同参画相談員に対して、スーパーバイザーによる事例研究およびアドバイスを月1回実施</p> <p>【男女共同参画相談ネットワーク会議の開催(県内相談機関相互の連携)】 市町・県関係機関連絡会議1回、相談員スキルアップ講座4回、ケース検討会4回</p>	男女共同参画課
成果	<p>相談体制を充実したことにより、昨年度から相談件数は、8%程増加、DV相談に関しては、約1.8倍となり、相談者のニーズに、より対応することができた。相談員スキルアップ講座やケース検討会については、ニーズが高かった。男女共同参画担当課と福祉部局担当者など他部局との交流ができ好評であった。</p> <p>相談員スキルアップ研修会の中で、高校生や大学生に増えているとされる「デートDV」のテーマを取り上げ、県内の相談員に啓発した。</p> <p>ネットワーク会議で、県内相談機関の連携を図った。</p>	
関連事業名	デートDV防止普及啓発事業(再掲)	所管
事業実績	<p>若年者の10人に1人がデートDV(交際相手からの身体的暴力や心理的暴力など)を受けていることから、デートDV防止に向けたリーフレットを作成し、出前授業で活用するなど啓発を実施。</p> <p>・デートDV防止啓発リーフレット作成・配布(県内中学校・高校・大学、JR主要駅等) 20,000部</p> <p>・出前授業(10/5 草津高校、12/20 八幡東中学校、1/27 守山北中学校、1/27 彦根総合高校、2/21 打出中学校)</p>	
成果	<p>新たに作成したリーフレットは、体裁をマンガ仕様にするとともに、学校への送付にあわせてJR駅・コンビニ等に配架したことにより、ターゲットである若年者が手に取りやすく効果的な啓発ができた。</p> <p>また、中学校・高校に出前授業を行うことによって、直接若年層への男女が互いを尊重できる関係づくりの大切さについて啓発やデートDV防止に向けた働きかけができ、また、教職員への意識の高揚も図れた。</p>	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	DV被害者総合対策推進事業	所管
事業実績	<p>3カ所の配偶者暴力相談支援センターによる相談支援活動の充実と、研修等を通じた市町や関係機関における専門機能の向上や民間団体との連携を図り、DV被害者への支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV問題対策会議 1回開催(マニュアルについて検討・協議)</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数 831件</li> <li>・DV被害者支援担当者研修会 1回開催 参加者53人</li> <li>・DV相談員養成講座 6回開催 受講者 延べ258人</li> <li>・弁護士等専門相談 延べ66人</li> <li>・一時保護 82人(同居家族97人)</li> <li>・民間シェルター(1カ所)への運営補助</li> </ul>	子ども・青少年局
成果	<p>市町にDV防止基本計画の策定について、市町に働きかけた結果、新たに3市で策定された。また、DV被害者の相談や援助に関わる担当者を対象にした専門研修では、昨年度より参加者が増加し、多くの担当者に専門知識・援助技術を習得させ、資質向上が図れた。</p>	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(3)障害のある子どもに対する支援の充実	乳幼児期において障害の早期発見と早期療養を実施し、保護者との情報共有に努めながら、切れ目ない継続した支援体制の構築を進めます。	
評価	<p>障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援のため、身近な地域(福祉圏域)にネットワークアドバイザーを配置し、地域の実情に応じたネットワークの強化(地域自立支援協議会の充実)することにより、それぞれのライフステージに応じた地域生活の支援につながった。保育所においても、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じた、きめ細やかな保育を実施できた。</p> <p>発達障害者支援センター設置事業では、発達障害者支援の拠点として全県的に支援を実施できた。相談支援実人員については昨年度より142人増加するとともに、研修等により市町や福祉圏域の関係機関に対する支援を実施した。</p> <p>障害児を育てる地域の支援体制整備事業においては、これまでの取組により18市町で相談支援ファイルの作成が終了したことになり、ほぼ全ての市町で相談支援ファイルの活用が始まった。</p> <p>巡回訪問指導教員の派遣により、入院療養中の小・中学生に対する学習等の補完、心理的安定に寄与することができ、退院後在籍校へのスムーズな適応ができた。</p>	
今後の課題等	<p>障害児保育を行う上での保育環境の充実など、継続的なニーズに対応するため、引き続き支援を行って、きめ細やかな保育を実施して行く必要がある。</p> <p>発達障害者支援センターにおいては相談支援ニーズが高く、相談に待機が生じている状況であり迅速な対応ができるような対策が必要である。また、成人期の発達障害者支援ニーズが高いことから、成人期の発達障害者への相談支援の充実が課題である。</p> <p>障害児を育てる地域の支援体制整備事業においては、大津市のみ相談支援ファイルが作成されていない。また、作成済の市町においても活用状況の把握が必要である。</p> <p>入院療養中の小・中学生の状況に応じた学習の補完、相談活動等ができる指導教員の引き続きの確保が必要である。</p>	
具体的取り組み	3- (3)-ア 障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援	
関連事業名	障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業	所管
事業実績	地域の相談支援体制と併せ、地域自立支援協議会を中心とする総合的な地域ケアシステムの充実を推進するためネットワークアドバイザーを7福祉圏域に配置。	障害福祉課
成果	障害児(者)の希望とそれぞれのライフステージに応じた地域生活を支援する成果があった。	
関連事業名	障害児保育推進事業(自治振興交付金)(再掲)	所管
事業実績	<p>障害児が入所する保育所において、障害のある子ども一人ひとりにきめ細やかな保育を実施するため、保育所における障害児数に応じて自治振興交付金を交付。</p> <p>平成22年度の障害児保育推進事業の補助実績(174,555,000円)</p> <p>保育所 …… 225箇所</p> <p>対象障害児数 … 1,217人</p>	子ども・青少年局
成果	保育所職員の資質・専門性の向上、保育所職員、家庭および協力期間等との連携強化、ならびに中核的職員の配置に対する支援を行い、障害児保育の環境を充実させた。	
具体的取り組み	3- (3)-ウ 発達障害のある子どもに対する支援	
関連事業名	発達障害者支援センター設置事業	所管
事業実績	<p>・発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援 実支援人員819人 延支援件数 3523件</p> <p>・発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援 実支援人員 46人 延支援件数 112件</p> <p>・発達障害児(者)に対する就労支援 実支援人員136人 延支援件数 976件</p> <p>機関コンサルテーション 46箇所</p> <p>個別支援のための調整会議 232回</p> <p>センターの主催で企画した研修 9件</p> <p>センター共催で企画した研修 24件</p>	障害福祉課
成果	県内の発達障害児(者)への相談支援、発達支援、就労支援を行うとともに、関係機関へのコンサルテーションなどの支援に取り組んだ。また、研修の開催等により支援関係者のスキルの向上に取り組んだ。	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	障害児を育てる地域の支援体制整備事業(臨時特例交付金)	所管
事業実績	・平成23年度に相談支援ファイルの様式を作成した圏域 湖東福祉圏域(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町) 南部福祉圏域(草津市、守山市、栗東市、野洲市)	障害福祉課
成果	保護者が所持し、ライフステージごとに必要な支援情報を共有するための相談支援ファイルの作成が進んだ。 【平成23年度において相談支援ファイルを作成した圏域】 湖東福祉圏域(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町) 南部福祉圏域(草津市、守山市、栗東市、野洲市)	
具体的取り組み	3-(3)-1 特別支援教育の推進	
関連事業名	巡回訪問指導教員の派遣	所管
事業実績	・病院等(病弱特別支援学校または院内学級が設置されている病院を除く)に、入院療養中の小・中学生を対象として巡回訪問指導教員を派遣し、学習支援・相談活動等を実施した。 ・小学生を対象とする巡回訪問指導教員2名、中学生を対象とする国語、数学、英語、理科、社会の5名の巡回訪問指導教員を病院へ派遣した。 ・派遣対象者は、小学生 11人、中学生 19人、合計 30人であった。	学校教育課
成果	入院療養中の小・中学生に対して、在籍校の学習進度に合わせた指導ができた。	

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名		施策の方向性	
(4)外国人の子どもに対する支援の充実		異なる文化、習慣、価値観を持つ者どうしが、相互に理解し、互いの人権を尊重しながら、それぞれの子どもが健やかに成長していけるよう必要な支援を行います。	
<p><b>評価</b></p> <p>加配教員の配置や非常勤講師の派遣により、日本語指導や生活適応指導の充実が図ることができ、また、外国人児童生徒に対する適応支援や日本語指導等を行うことで、学習意欲の向上や学校生活への適応を図ることができた。</p> <p>ハートフル支援員の支援により、外国人児童生徒および保護者に対して、母語を介して適切な支援を行うことで学校生活等への適応を図ることができた。</p> <p>外国人学校・警察ネットワーク会議の継続開催及び外国人学校に対する非行防止教育支援により、外国人学校による主体的な非行防止教育が可能となった。</p> <p>外国人少年補導員の積極的な活動により集住地域への働きかけの第一歩となった。</p>			
<p><b>今後の課題等</b></p> <p>日本語指導が必要な外国人児童生徒の県立学校における在籍数は増加しており、母語支援の拡充が今後ますます必要である。</p> <p>入学式や保護者会など依頼が集中する時期もあり、様々な派遣依頼に対応できるように、より多くの支援員の確保が必要である。</p> <p>外国人学校に対しては引き続き非行防止に関する情報発信を行う必要がある。また、集住地域においてはイベント等を積極的に活用し、働きかけを行う必要がある。</p>			
<b>具体的取り組み</b>		3-(4)-ア 外国人の子どもへの学習支援	
<b>関連事業名</b>	教員の加配・非常勤講師の派遣		所管
<b>事業実績</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人児童生徒が在籍する公立小中学校に対し、日本語指導に対応するため、必要に応じて教員を加配措置するとともに、外国人児童生徒が2人以上の学校には、在籍児童生徒数に応じて非常勤講師を週9時間を上限に派遣、加配教員を措置している学校にあっても30人を超える学校については、非常勤講師を週9時間派遣するもので、加配教員を16名配置、非常勤講師を延べ76名(平23年度末)派遣した。</li> <li>また、外国人生徒が在籍する県立高等学校に対しても、加配教員を4名配置した。</li> </ul>		教職員課
<b>成果</b>	加配教員の配置や非常勤講師の派遣により、日本語指導や生活適応指導の充実が図ることができ、また、外国人児童生徒に対する適応支援や日本語指導等を行うことで、学習意欲の向上や学校生活への適応を図ることができた。		
<b>関連事業名</b>	外国人児童生徒ハートフル支援事業		所管
<b>事業実績</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣したハートフル支援員数：計9名</li> <li>派遣校数：13校(高等学校7校、特別支援学校4校、小学校2校)</li> <li>派遣回数：31回(ポルトガル語24回、スペイン語4回、タガログ語3回)</li> </ul>		学校教育課
<b>成果</b>	保護者懇談会、面談等で、外国人児童生徒とその保護者の思いや願いを学校に伝えたり、学校からの連絡事項や文書の内容等を伝えたりするなどの支援を行い、相互の信頼関係の構築に成果があった。		
<b>具体的取り組み</b>		3-(4)-ウ 外国人の子どもの健全な育成の支援	
<b>関連事業名</b>	外国人少年健全育成支援の実施		所管
<b>事業実績</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人学校・警察ネットワーク会議の実施 平成23年11月18日、警察本部において開催。 外国人学校5校、県教委、県子ども・青少年局、県警国際犯罪対策室等の関係機関が参加し、外国人児童生徒の健全育成に関する情報交換等を実施。</li> <li>○外国人少年健全育成支援員による外国人学校における非行防止教育の支援 外国人学校5校において、同支援員15人が合計1,424回の非行防止教育支援を行い、延べ16,878人の児童生徒に働きかけを実施。</li> <li>○外国人少年補導員による街頭補導活動等の実施 外国人少年補導員2人により8回街頭補導を実施し、合計103人の外国人少年に対し声かけを行うとともに、外国人少年やその保護者に対する立ち直り支援を8回実施。</li> </ul>		警察本部 少年課
<b>成果</b>	外国人学校や外国人児童生徒のおかれている立場や問題点等を情報共有することができ、参加した外国人学校からは「今後も情報交換して行きたい」等の積極的な意見が出された。 外国人児童生徒等の非行防止意識及び被害防止意識の向上が図れた。 外国人少年やその保護者の相談に対応し、非行からの立ち直りを支援することができた。		

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性
(5) 非行防止対策等の推進と心の問題への対応の充実	青少年の非行防止活動等を推進し、社会的に自立する上で何らかの課題がある青少年の支援を充実します。
評価	<p>7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」に県下一斉啓発日を設定し、全市町で行政と民間の協力による広報啓発を行うとともに、少年センター等による立入調査やフィルタリングソフト利用促進など、青少年を有害環境から守り、よりよい育成環境をつくる活動を集中的に行った。市町や関係機関・団体の協力を得て、全県下で保護者をはじめ県民にインターネット環境が青少年に及ぼす影響やフィルタリングソフトの効果等について周知することができた。</p> <p>平成20年の条例改正後始めて携帯電話販売店へのアンケート調査を行い、青少年のフィルタリングソフト利用状況の一端が把握できた。未成年者の喫煙や薬物乱用を防止するため、7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に、全市町で広報啓発や関係業者への働きかけなど、青少年を有害環境から守り、よりよい育成環境をつくる活動を集中的に行った。</p> <p>関係機関等と連携し各種運動・啓発活動を実施した結果、少年を含むあらゆる年代に対して薬物乱用問題に関する認識を深めることができた。</p> <p>無職少年対策連絡会議を通じて教育や警察等の関係機関等と連携し、街頭補導活動、相談活動や無職少年への就労・就学の支援を実施することにより、青少年の非行防止と健全育成を効果的に推進することができた。</p> <p>少年センターに青少年立ち直り支援センター（あすくる）機能を設置し、警察、教育、福祉等の関係機関と連携して、非行少年等の立ち直りを支援してきたが、支援少年数が過去最多となったことは、関係機関において「あすくる」の役割や機能が周知され、支援活動が評価されてきた結果と考えられる。</p> <p>子どもや青少年の心の問題または保護者の子育てに関する悩みに対応するため、子ども・子育て応援センターにおいて相談に応じるとともに、相談支援体制の充実に向け、電話相談に応じる人材を養成を進めることができた。</p> <p>スクールカウンセラー等活用事業により、不登校傾向の生徒が教室復帰することができたり、多面的な子ども理解の浸透が進み、教職員の実践力が向上した。公立小・中学校における不登校児童生徒数は年々減少しており、平成10年度以降最小となっている。</p> <p>スクーリング・ケアサポーターの派遣により、学齢期の行き渋りや不登校状態を改善することができ、課題を抱えた子どもたちの社会的自立に向けた支援ができています。</p> <p>ひきこもりの相談件数が増加し、ひきこもりの相談窓口として周知されてきた。また、ひきこもっている子ども・若者が仲間と出会う場の充実に伴い参加者数も増加している。家族学習会を月1回実施して、家族が教室に参加しやすくとともに、自宅に近いところで家族で交流できるような場の支援も実施した。</p>
今後の課題等	<p>長年に渡る行政と民間の協力による啓発活動や設置者等への働きかけの結果、図書等自動販売機の全台撤去ができたことから、青少年を有害な環境から守り、よりよい育成環境をつくるには、即効的な方法は無く、県民への広報啓発や関係業者への働きかけを継続的に実施していくことが必要である。</p> <p>携帯電話販売店における青少年のフィルタリングソフト設定率は54.6%であり、設定しない理由の多くが「保護者が必要ないと判断したため」であった。今後、アンケート調査の継続による利用状況の把握とともに、保護者に対してインターネットサイトの危険性とフィルタリングソフトの必要性を一層啓発していく必要がある。</p> <p>タスポの導入、行政と民間の協力による啓発活動や関係業者への働きかけ等の結果、喫煙や薬物乱用により補導される少年は減少傾向にあるが、大学生等の大麻や新種麻薬等の乱用も問題となっていることから、県民への広報啓発や関係業者への働きかけを途切れることなく継続的に実施していくことが必要である。</p> <p>携帯電話等を利用してインターネットサイト等から薬物を容易に入手しやすくなっているため、子どもに対する薬物乱用防止教育により一層取り組む必要がある。</p> <p>経済面など家庭環境の影響から就労や就学に至らず無職となる少年も多いことから、保護者・家庭への支援も含めて青少年の非行防止と健全育成を進めていくため、少年センターと市町の児童家庭相談担当や子ども家庭相談センターなどの福祉関係機関との連携も強化していく必要がある。</p> <p>近年、青少年立ち直り支援センター（あすくる）に、不登校やひきこもり、発達障害などの問題を抱え、非行傾向にある青少年に関する相談が増加している。地域に適切な支援機関・方策が不足していることもあって、「あすくる」が対応してきているが、今後、これらの問題を抱える青少年を適切に支援するためには、福祉・医療・教育等の関係機関との一層の連携や機能の充実が必要である。</p> <p>子どもに心の問題が増加していると言われる中、子ども・子育て応援センターへの子どもからの相談件数は減少していることから、問題を抱え悩む子どもが気軽に相談できるよう周知に努めるとともに、適切な支援ができるよう相談員の資質の向上を図る必要がある。</p> <p>生徒、保護者のニーズは年々高まっているが、その反対に予算規模が年々縮小され、スクールカウンセラーの配置時数も減らさざるを得ない状況にあり、学校からのニーズに十分応えられていない。</p> <p>スクーリング・ケアサポーター派遣事業は、不登校状態にある児童を学校に復帰させることを最重要課題として捉えていることや事業効果が高いことから、自治振興課交付金の中でも特定事業に位置付けているが、この事業活用は15市町に留まっている。</p> <p>社会的引きこもり対策として、今後は仲間と出会う場に出てきた、子ども・若者が精神保健福祉センターや保健所以外の社会資源の情報を活用し、市町や民間の取組と連携して、就労等を推進していく必要がある。</p>

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

具体的取り組み	3-(5)-ア	健全な育成環境の整備	
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業		所管
事業実績	<p>県青少年健全育成条例に基づき、有害図書等の指定、7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に万引き等初発型非行の抑止等の啓発活動を行うとともに、各少年センターに委託して図書販売店等への立入調査や指導などを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害図書等の指定 図書136冊</li> <li>・立入調査 延べ753回(16少年センターの計)</li> <li>・青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間推進対策会議 1回開催</li> </ul>		子ども・青少年局
成果	<p>・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の実施に向けて、同月間推進対策会議を開催し、関係業者・団体との情報交換と情報共有を行ったうえ、啓発活動や少年センター等による立入調査を実施した。</p>		
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業(再掲)		所管
事業実績	<p>7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の重点施策に「インターネット上の有害情報から青少年を守る対策の推進」を掲げ、県内一斉キャンペーン日を設定するなど啓発活動を進めた。(全市町で実施) 少年センター等により、携帯電話販売店への青少年のフィルタリングソフト利用のアンケート調査と利用勧奨を行った。(携帯電話販売店:対象135店、回答134店、回収率99.2%)</p>		子ども・青少年局
成果	<p>7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」中に、全市町において啓発活動を進め、インターネットサイトの危険性の周知とフィルタリングソフトの利用促進を図った。 少年センター等により、携帯電話販売店に対し、アンケートの依頼・回収時に青少年のフィルタリングソフト利用の勧奨を働きかけた。</p>		
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業(再掲)		所管
事業実績	<p>7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の実施事項に「有害環境の浄化活動の推進」のひとつとして「酒類やたばこを入手しやすい環境の改善」と、「薬害乱用防止対策の推進」を掲げ、たばこ関係団体や「覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動」と連携して啓発活動を進めた。 青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間推進対策会議 1回開催</p>		子ども・青少年局
成果	<p>7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の実施に向けて、同月間推進対策会議を開催し、関係業者との情報交換と情報共有を行ったうえ、連携して啓発活動を進めた。</p>		
関連事業名	薬物乱用防止対策事業(再掲)		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 実施期間:平成23年6月20日～7月19日 平成23年6月26日 6・26ヤング街頭キャンペーンを実施。</li> <li>○覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動の実施 実施期間:平成23年6月20日～7月19日、平成23年11月15日～12月14日</li> <li>○各少年センターが行う薬物乱用防止啓発活動に対する補助の実施 16少年センターに対して補助。</li> <li>○薬物乱用防止推進大会の開催 平成23年11月22日に開催。参加人数141名</li> <li>○シンナー等取扱者に対する立入調査委託の実施 少年センター、警察署、保健所が連携して、シンナー等取扱者施設937施設に対して、立入調査を実施。</li> </ul>		医務薬務課
成果	<p>各種運動・啓発活動を県内各地で展開することにより、子どもやその家族を含めた多くの世代に対して薬物乱用防止に向けた啓発ができた。 シンナー等取扱者に対する立入調査により、事業所におけるシンナー等の取扱いの適正化が図れた。</p>		



### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

具体的取り組み	3-(5)-イ	非行防止、立ち直り支援の推進	
関連事業名	無職少年非行防止対策費		所管
事業実績	<p>各少年センター(16カ所)に無職少年の自立を支援する専従職員を配置し、学校や職場などの帰属先がなく非行に陥りやすい無職少年に対して、就労・就学等を支援するほか、不良行為少年等に対する街頭補導活動や問題を抱える少年への相談活動等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導無職少年数 延べ382人(うち就職・就学者数 延べ178人)</li> <li>・無職少年対策連絡会議 1回開催</li> <li>・補導回数 5,432回</li> <li>・相談件数 延べ9,733件</li> </ul>		子ども・青少年局
成果	<p>各少年センターにおいて、学校や企業と連携して無職少年に就労・就学等の支援を行った結果、昨年度よりやや多い178人(14人増)が就職・就学した。</p> <p>少年補導委員の協力を得て街頭補導活動を行った結果、延べ12,276人(2,225人増)の少年を補導した。</p>		
関連事業名	非行少年等立ち直り支援事業		所管
事業実績	<p>9カ所の少年センターに、支援コーディネーター、臨床心理士、教員を配置して青少年立ち直り支援センター(あすく)機能を設置し、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくり等により、非行少年等の立ち直りを支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援少年数 287人(支援継続少年157人を含む)</li> <li>・支援終了少年数 136人(就職・就学・目標達成した少年数)</li> <li>・支援終了率 72.3%</li> </ul>		子ども・青少年局
成果	<p>青少年立ち直り支援センター(あすく)において支援した少年は、昨年度より30人増え、過去最多になった。これらの少年に対し、個々の少年に応じたプログラムに基づき、学校や支援企業等と連携して就労・就学等の支援を行った結果、136人(64人増)が就職、就学、目標達成することができた。</p>		
具体的取り組み	3-(5)-ウ	心の問題への対応の充実	
関連事業名	子ども・子育て応援センターの運営		所管
事業実績	<p>子ども・子育て応援センター(愛称:こころんだいや)において、年末年始を除く毎日、電話相談を開設し、子どもや青少年の抱える問題への相談・支援を行うとともに、民間団体と協働して子どもの電話相談を受ける人材を養成する講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 延べ2,540件(電話相談 2,533件、面接相談等 7件)</li> <li>・子どもの電話受け手養成講座 1回開催(3日間の連続講座) 参加者109人</li> </ul>		子ども・青少年局
成果	<p>全体の相談件数は減少したが、保護者向けに子ども・子育て応援センターの周知を進めたことにより、保護者による相談件数は、昨年度より増加した。(184件増)</p> <p>「子どもの電話受け手養成講座」には、多くの参加者が得られ、子どもに対する相談支援活動に従事する人材の養成が行えた。</p>		
関連事業名	スクールカウンセラー等活用事業		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー配置時間 中学校(市町立・県立すべての中学校100校に配置)合計11,628時間 高等学校(県立高等学校46校に配置)合計4,710時間</li> <li>・相談件数 中学校10,262件、高等学校3,697件 計13,959件</li> </ul>		学校教育課
成果	<p>スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒数821人のうち、526人に好ましい変化がみられた。(教室復帰ができるようになった人数120人(14.6%)、登校できるようになった人数135人(16.4%)、好ましい変化が見られた人数271人(33.0%))</p> <p>スクールカウンセラーによる学校の教育相談・生徒指導体制により、88%の中学校、86%の高等学校において、「教職員がより多様な子どもの見方・とらえ方ができるようになった」との回答があった。</p>		
関連事業名	スクーリング・ケアサポーターの派遣事業		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣市町 12市3町</li> <li>・スクーリング・ケアサポーター派遣時間数 15,601時間</li> <li>・総派遣人数 67人</li> </ul>		学校教育課
成果	<p>スクーリング・ケアサポーターとして延べ67人の大学生等が491人の児童にかかわり、87.2%にあたる428人が好転した。また、教室に行けなかった95人のうち、34.7%にあたる33人が教室に行けるようになった。</p>		

### 3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	社会的ひきこもり対策事業(精神保健福祉センター)	所管
事業実績	<p>平成22年4月より、県立精神保健福祉センター内にひきこもり支援センターを設置し、①個別相談、②家族交流会、当事者の会等の実施、③家族会の支援、④関係者研修会の実施、⑤啓発講演会の実施、⑥連絡会議の開催を実施。</p> <p>&lt;事業実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個別相談 電話:688件 来所:930件</li> <li>②ひきこもり家族教室 10回 延277名    ひきこもり家族交流会 12回 延 44人            家族教室in高島 3回 延40人            仲間の会 12回 延 90人    作業グループ 12回 延106人</li> <li>③とまとの会 12回 延 224人</li> <li>④事例検討会 10回 参加65人 (所内および保健所等で開催)            従事者研修会 9/15 参加49人    10/14 41人</li> <li>⑤啓発講演会 9/10 参加 136人</li> <li>⑥連絡会議の開催 2回    参加 118人(71機関)</li> </ul>	障害福祉課
成果	ひきこもり支援センター開設2年目で、所外でのケース会議や市町での家族教室開催など、アウトリーチや関係機関との協働が進みつつある。	

## 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名	施策の方向性										
(1) 真の自立をめざし、生活の安定および向上を図る就業支援	ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保するとともに、子どもの成長に伴い変化する就業形態に対する希望にも柔軟に対応できる就業支援を実施します。										
評価	<p>平成23年10月19日に近江八幡市の県立男女共同参画センター「滋賀マザーズジョブステーション」内に、県内2ヶ所目となる母子家庭等就業・自立支援センターが開設された。これにより、利用者・就業者ともに増加した。特に従来と比べ来所による相談が増え、またセンター利用者の在住市町も広範囲となった。</p> <p>母子家庭等就業・自立支援センター事業や女性の再チャレンジ支援能力開発事業の実施により、多くの母子家庭の母の就業を支援することができた。</p> <p>また、在宅就業により母子家庭の母が家庭と仕事の両立を図れるよう、洋服のリフォーム技術について受講者の能力開発を行った。</p>										
今後の課題等	<p>滋賀マザーズジョブステーション(MJS)内へのセンター開設により、大津市ののぞみ荘内にあるセンターとの役割分担、MJSにおけるハローワークとの連携強化が課題である。</p> <p>母子家庭の母を対象とした訓練(講習)においては、ハローワークや母子福祉関係機関との連携を深め、より就職につながる訓練(講習)となるよう取り組んでいく必要がある。また、出産・子育て等を理由に離職した女性を対象とした訓練では、より対象者のニーズにマッチしたものとなるようにする必要がある。</p> <p>母子家庭について家庭と仕事の両立を支援するために、引き続き自立に向けた支援施策を進めていく必要がある。</p>										
具体的取り組み	4-(1)-ア 一人ひとりの状況やニーズに応じた就業情報提供、職業あっせんおよび能力開発の支援の推進										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="108 835 276 902">関連事業名</th> <th data-bbox="276 835 1329 902">母子家庭等就業・自立支援センター事業</th> <th data-bbox="1329 835 1473 902">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="108 902 276 1507">事業実績</td> <td data-bbox="276 902 1329 1507"> <p>・母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業サービスの提供等のため、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて各種就労指導を実施。</p> <p>①就業相談事業 就業相談に応じ家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等の情報提供など、助言指導を行うとともに、各地域に赴き、就業にかかる巡回相談等を実施。 →来所相談:171件、電話相談:376件、巡回相談:52件 合計599件</p> <p>②就業促進活動事業 公共職業安定所等と連携し、求人情報を提供。また、企業等を訪問し、母子家庭の母の就労等に対し理解を得る活動を実施。</p> <p>③就業支援講習会事業 能力開発の機会を提供し、経済的自立を促進するため、就業につながりやすい技能、資格を習得するため講習会を実施。 →パソコン講習会 初級(大津):10人、(能登川):13人、中級(大津):12人、(能登川)10人 計45人が修了</p> <p>④就業情報提供事業 母子家庭の母等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、インターネット等を利用して求人情報を提供するとともに、情報収集や啓発活動などを実施。</p> <p>⑤母子自立支援プログラム策定事業 滋賀県母子自立支援プログラム策定実施要綱に基づき、個々の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施。 →策定人数 県:160人(参考:市225人 県域計:385件)</p> </td> <td data-bbox="1329 902 1473 1507">子ども・青少年局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="108 1507 276 1612">成果</td> <td colspan="2" data-bbox="276 1507 1473 1612"> <p>就業相談から就業支援講習会への参加、就業情報の提供等を実施し、母子家庭等の就労支援を行ったことにより、126名の方が就業された。</p> <p>また、母子自立支援プログラム策定事業を通じて、91名の方が就業された。(合計 217名)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関連事業名	母子家庭等就業・自立支援センター事業	所管	事業実績	<p>・母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業サービスの提供等のため、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて各種就労指導を実施。</p> <p>①就業相談事業 就業相談に応じ家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等の情報提供など、助言指導を行うとともに、各地域に赴き、就業にかかる巡回相談等を実施。 →来所相談:171件、電話相談:376件、巡回相談:52件 合計599件</p> <p>②就業促進活動事業 公共職業安定所等と連携し、求人情報を提供。また、企業等を訪問し、母子家庭の母の就労等に対し理解を得る活動を実施。</p> <p>③就業支援講習会事業 能力開発の機会を提供し、経済的自立を促進するため、就業につながりやすい技能、資格を習得するため講習会を実施。 →パソコン講習会 初級(大津):10人、(能登川):13人、中級(大津):12人、(能登川)10人 計45人が修了</p> <p>④就業情報提供事業 母子家庭の母等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、インターネット等を利用して求人情報を提供するとともに、情報収集や啓発活動などを実施。</p> <p>⑤母子自立支援プログラム策定事業 滋賀県母子自立支援プログラム策定実施要綱に基づき、個々の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施。 →策定人数 県:160人(参考:市225人 県域計:385件)</p>	子ども・青少年局	成果	<p>就業相談から就業支援講習会への参加、就業情報の提供等を実施し、母子家庭等の就労支援を行ったことにより、126名の方が就業された。</p> <p>また、母子自立支援プログラム策定事業を通じて、91名の方が就業された。(合計 217名)</p>			
関連事業名	母子家庭等就業・自立支援センター事業	所管									
事業実績	<p>・母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業サービスの提供等のため、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて各種就労指導を実施。</p> <p>①就業相談事業 就業相談に応じ家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等の情報提供など、助言指導を行うとともに、各地域に赴き、就業にかかる巡回相談等を実施。 →来所相談:171件、電話相談:376件、巡回相談:52件 合計599件</p> <p>②就業促進活動事業 公共職業安定所等と連携し、求人情報を提供。また、企業等を訪問し、母子家庭の母の就労等に対し理解を得る活動を実施。</p> <p>③就業支援講習会事業 能力開発の機会を提供し、経済的自立を促進するため、就業につながりやすい技能、資格を習得するため講習会を実施。 →パソコン講習会 初級(大津):10人、(能登川):13人、中級(大津):12人、(能登川)10人 計45人が修了</p> <p>④就業情報提供事業 母子家庭の母等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、インターネット等を利用して求人情報を提供するとともに、情報収集や啓発活動などを実施。</p> <p>⑤母子自立支援プログラム策定事業 滋賀県母子自立支援プログラム策定実施要綱に基づき、個々の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施。 →策定人数 県:160人(参考:市225人 県域計:385件)</p>	子ども・青少年局									
成果	<p>就業相談から就業支援講習会への参加、就業情報の提供等を実施し、母子家庭等の就労支援を行ったことにより、126名の方が就業された。</p> <p>また、母子自立支援プログラム策定事業を通じて、91名の方が就業された。(合計 217名)</p>										

#### 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

関連事業名	女性の再チャレンジ支援能力開発事業(再掲)	所管																				
事業実績	<p>○母子家庭の母を対象とした訓練を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2、3ヶ月の訓練を 6月から3月末にかけて、集合型(12名定員) 4コース、追加枠型(小人数定員)20コース開講</li> <li>訓練内容は、パソコン・経理事務、介護ヘルパー養成、医療事務等</li> </ul> <p>平成24年6月末現在で実績は以下の通り</p> <table border="1"> <tr> <td>受講者</td> <td>修了者</td> <td>中途退校者</td> <td>就職者(うち中途退校者)</td> <td>就職率</td> </tr> <tr> <td>71名</td> <td>62名</td> <td>9名</td> <td>55名(4名)</td> <td>85%</td> </tr> </table> <p>○出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした短期間のセミナーを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコン操作技能の習得を目的とするワードコースおよびエクセルコース(4日間、6日間)を計8回実施した。</li> <li>・ 実績は以下の通り</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>受講者</td> <td>修了者</td> <td>中途退校者</td> <td>就職者(うち中途退校者)</td> <td>就職率</td> </tr> <tr> <td>118名</td> <td>85名</td> <td>33名</td> <td>10名(-名)</td> <td>12%</td> </tr> </table>	受講者	修了者	中途退校者	就職者(うち中途退校者)	就職率	71名	62名	9名	55名(4名)	85%	受講者	修了者	中途退校者	就職者(うち中途退校者)	就職率	118名	85名	33名	10名(-名)	12%	労働雇用政策課
受講者	修了者	中途退校者	就職者(うち中途退校者)	就職率																		
71名	62名	9名	55名(4名)	85%																		
受講者	修了者	中途退校者	就職者(うち中途退校者)	就職率																		
118名	85名	33名	10名(-名)	12%																		
成果	母子家庭の母を対象とした訓練においては、就職率が85%と高い就職実績となった。																					
具体的取り組み	4-(1)-イ 家事・育児の援助などの支援の促進																					
関連事業名	ひとり親家庭等在宅就業支援事業	所管																				
事業実績	<p>・ひとり親家庭等の在宅就業(洋服リフォーム)について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組を行い、家庭と仕事の両立を図りやすい在宅就業の拡大に向けた環境を整備。(平成22年度は基礎訓練を、平成23年度は応用訓練を実施。)</p> <p>(事業内容(応用訓練))</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①受講者24名</li> <li>②訓練期間 平成23年4月～平成24年3月 概ね週4時間、月16時間</li> <li>③受講内容 店舗でのOJT形式での訓練、IT講習等</li> </ol>	子ども・青少年局																				
成果	実施前の適性審査および訓練中・終了時の到達度審査を行い、17名の受講者が訓練を修了した。(受講者24名 → 修了者数17名)																					

## 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名		施策の方向性	
(2) 仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進		子育てと就業等との両立は、子どもを持つひとり親家庭にとって不可欠であることから、安定就労のため、多様なニーズに対応する保育所、放課後児童クラブなどの子育て支援施策を着実に推進します。また、家事、育児の援助などの支援を推進します。	
評価	ひとり親家庭の親の子育てと就業等の両立支援のため、保育所および放課後児童クラブを整備し、利用可能人数の拡大を図った。また、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育などを実施する保育園数は増えた。  家事・育児の援助など、ひとり親家庭の支援として実施しているホームフレンドの派遣は引き続き一定の需要がある。また、家庭生活支援員の派遣については増加傾向にある。いずれも、ひとり親家庭等への支援の一助としての役割を今後も果たすことが見込まれる。		
今後の課題等	引き続き、ひとり親家庭の子育てと就業等との両立のため、保育所および放課後児童クラブの充実を図ることが必要である。  ひとり親家庭の子どもは、親とのコミュニケーションの機会が、ふたり親家庭より少なくなりがちであるため、今後もホームフレンドの派遣による支援を続けていくことが必要と思われる。  家庭生活支援員の派遣により、引き続き、家事、育児の支援を進めていくことが必要である。特に、父子家庭への派遣が今後増加するものと見込まれ、父子家庭への支援がこれまで以上に重要になる。		
具体的取り組み	4-(2)-イ	家事・育児の援助などの支援の促進	
関連事業名	ホームフレンド事業(児童訪問援助事業)		所管
事業実績	・ひとり親家庭の小・中・高校生を対象に、話し相手や勉強の簡単な手伝いをするホームフレンド(大学生)を派遣。  事業実績 ホームフレンド 9人、活動回数 72回		子ども・青少年局
成果	子どもに対して話し相手や遊び相手、学習指導などを行い、子どもの心の支えとなった。		
関連事業名	父子家庭日常生活支援事業 母子家庭等日常生活支援事業		所管
事業実績	・ひとり親家庭等に対して、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣するなど生活支援や子育て支援を実施。  事業実績 (1)父子家庭 派遣実績:40件、287日 (2)母子家庭 派遣実績:209件、866日		子ども・青少年局
成果	ひとり親家庭等に対して、家庭生活支援員を派遣し、家事援助や子どもの世話等を行うことにより、サポートを行った。		

#### 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名		施策の方向性	
(4)生活の安定と自立を可能にするための経済的支援		経済的支援の推進や養育費について、広報・啓発・相談の実施により、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。	
評価			
母子寡婦福祉資金の貸付により、母子家庭、寡婦家庭の生活の安定と自立に向けた経済的支援を行った。			
今後の課題等			
引き続き、母子家庭・寡婦家庭の生活の安定に向け母子寡婦福祉資金を貸付け、生活の安定と自立を促進する必要がある。			
具体的取り組み		4-(4)-ア 経済的支援	
関連事業名	母子福祉資金の貸付 寡婦福祉資金の貸付		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等の経済的自立の支援と生活意欲の向上を図り、あわせて児童の福祉を増進するための資金の貸付。</li> <li>(貸付の種類)</li> <li>(1)修学資金・(2)就学支度資金・(3)修業資金・(4)就職支度資金・(5)技能習得資金・(6)医療介護資金</li> <li>(7)生活資金・(8)住宅資金・(9)転宅資金・(10)結婚資金・(11)事業開始資金・(12)事業継続資金</li> <li>(実績)</li> <li>母子貸付           283件、141,596,140円</li> <li>寡婦貸付           8件、 4,998,000円</li> </ul>		子ども・青少年局
成果	母子貸付金は、ここ数年増加傾向にあったが、昨年度は対前年度の94%(9,765千円減)となった。(H22: 151,361,140円) 寡婦貸付は、貸付額が前年度の36%(8,754千円減)となった。(H22: 13,752,000円)		

## 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(5)心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施していくための体制づくり	行政と母子福祉団体等が連携し、ひとり親家庭に対する相談・支援体制を充実します。	
評価	ひとり親家庭福祉推進員は身近な相談相手として各地域(概ね小学校区に1名程度)に設置しており、ひとり親家庭等の支援の最前線において重要な役割を担っており、各種施策浸透にも大きな役割を果たしている。  母子自立支援員、プログラム策定員等ひとり親家庭に対する相談や支援に携わる関係者にとって、合同会議や研修会は、毎年改正される制度等、母子福祉関連事業のポイントや新しい取扱いについて学ぶ貴重な機会であり、そこで得る知識と成功例は処遇困難ケースへの対応等活動の指針として重要な意味を持っている。	
今後の課題等	ひとり親家庭福祉推進員は市町からの推薦により2年毎に委嘱を行っているが、過去からの経緯で、母子福祉団体所属の寡婦が従事されていることが多い。自身の体験を踏まえて対応できるという点では望ましいが、高齢化が進み若年母子が増加する今日にあっては対応が困難なケースもあるのではないかと懸念される。自治体によっては、民生委員児童委員や行政職員OBなど母子福祉団体の会員以外の推進員が増えてきているが、全体の平均年齢は63歳とやや高い傾向にある。近年父子家庭の父の支援も必要となっており、男性への対応に困惑される推進員もいることから、県域で数名程度男性の推進員を設けることも課題として考える必要がある。  母子福祉担当職員合同会議・研修会は従来福祉事務所設置の市や県(郡部:健康福祉事務所)の担当職員を対象としてきたが、平成22年度より町の担当者へも案内し、参加を呼びかけている。困難かつ多様なケースへの対応は関係機関が連携して対処していく必要があり、関係職員の全体的な資質向上が課題である。	
具体的取り組み	4-(5)-ア	母子自立支援員・ひとり親家庭福祉推進員などによる相談体制の充実
関連事業名	ひとり親家庭福祉推進員の設置	所管
事業実績	ひとり親家庭に対しての相談活動や情報提供、制度の活用支援のため、母子自立支援員の協力者として「ひとり親家庭福祉推進員」を設置。  平成22年4月から2年間で231名に、滋賀県ひとり親家庭福祉推進員を委嘱。(大津市では平成21年4月からの2年間で別途74名に委嘱) ただし、途中辞退により、平成23年度末現在は県は230名(大津市は73名)	子ども・青少年局
成果	広報誌「ひとり親家庭サポート定期便」等行政情報の配布、母子寡婦福祉資金貸付等を申請する際の、意見書作成等ひとり親家庭の状況が必要に応じて行政へつなぐ「行政とのパイプ役」として、ひとり親家庭が安心して生活や子育てができる環境づくりのため、各地域でひとり親家庭の支援につながった。	
関連事業名	母子自立指導員等の資質の向上	所管
事業実績	地域の母子家庭等ひとり親家庭に対して、効果的かつきめ細やかな支援を実施できる体制の確保のため、ひとり親家庭を支援する母子自立支援員・プログラム策定員など、相談関係業務に従事する職員に対する情報提供や、資質向上のための会議・研修会を開催。  ①母子福祉担当職員合同会議 第1回平成23年6月17日13:30～16:30 参加者40名 第2回平成24年3月6日 10:00～12:00 参加者44人 ②母子福祉担当職員合同研修会 第1回平成23年12月16日13:00～16:40 参加者33人 ※彦根子ども家庭相談センター・コーポのぞみにて開催 第2回平成24年3月6日13:00～15:30 参加者44名 ③母子自立支援員全国研修会・養育費相談支援全国合同研修会への参加 ④ひとり親家庭福祉推進員研修会の開催 年2回:1回目は合同・2回目は地域毎に開催	子ども・青少年局
成果	各地域で活動する母子自立支援員・プログラム策定員等相談関係業務従事職員に対し、合同会議では、母子福祉関連事業の制度改正や、事業内容等について周知することができた。 また、合同研修会では、ひとり親家庭のおかれている現状を学び、他地域における取り組みや好事例を情報交換することで、今後の活動へのヒントを得る良い機会となった。特に、福祉の現場を見学する機会として、彦根子ども家庭相談センター・母子生活支援施設コーポのぞみで研修を実施し、参加者からも非常に参考になったとの意見があった。	

#### 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(6)ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するための企業や県民等に向けた広報・啓発	ひとり親家庭に関する関係者の情報共有を進め、円滑な相談・支援を推進します。また、企業や県民等に向けた広報・啓発を推進し、ひとり親家庭に対する県民の理解を深めます。	
評価	<p>研修会を開催することで、ひとり親家庭の身近な相談相手である「ひとり親家庭福祉推進員」に対して、ひとり親家庭への支援策等について一定の周知を図ることができた。また、地域連絡会議においては、少人数で話し合うため、各ひとり親家庭福祉推進員が日々の活動で抱えている思いを発言しやすく、問題点等を共有することができた。</p> <p>ひとり親家庭に、直接、ひとり親家庭施策等必要な情報を提供するため「ひとり親家庭サポート定期便」を発行し、配布した。(平成23年2月の配布部数は1,882(母子1,771、父子111)であったが、平成24年2月には2,183(母子2,032、父子151)まで増加した。)</p> <p>「ひとり親家庭等のしおり」は、各種福祉施策・貸付・就労相談・医療費助成・育児相談など他分野の情報で、かつ県・市町単独事業のように実施機関が個々に広報している施策も含め、様々な施策を一元的に取りまとめ、問い合わせ先等も明記していることから、分かりやすく、使いやすいと一定の評価を得ている。</p>	
今後の課題等	<p>研修会等に全く参加しない推進員(担当エリアで母子寡婦福祉資金貸付やサポート定期便の希望がない、あまり活動の機会がない推進員に多い傾向がある。)に対して、ひとり親家庭福祉施策の周知・啓発を行うことが必要である。「ひとり親家庭等のしおり」や「サポート定期便」、各種研修資料を送付しているが、その習熟および活用について、母子自立支援員に声かけや確認を依頼していく必要がある。</p> <p>「ひとり親家庭サポート定期便」については、ひとり親家庭に役立つよう、質の高い情報とするとともに、本当に求められている情報が必要な家庭に配布されているか確認することも必要である。</p> <p>福祉施策を活用しておらず、市町に把握されていない孤立したひとり親家庭が、求めれば必要なときに、必要な情報を得ることができるよう、情報提供方法の多様化(例:ホームページ)等についても検討していく必要がある。</p>	
具体的取り組み	4- (6) -ア	関係機関等における適切な情報共有
関連事業名	ひとり親家庭福祉推進員研修会の実施等	所管
事業実績	<p>ひとり親家庭の身近な相談相手である「ひとり親家庭福祉推進員」に対して、各種施策や制度、個人情報の取り扱い等について研修を実施。</p> <p>事業実績 (1)研修会 第1回 平成23年7月16日(土) のぞみ会主催の母子家庭等指導者研究会と共催で開催 対象: 県ひとり親家庭福祉推進員230名、大津市ひとり親家庭福祉推進員73名および行政関係職員50名 第2回 対象地域別研修会(県内4会場に分けてエリア別に開催) ①平成23年11月15日(火) 滋賀県婦人会館研修室(東近江エリア対象) ②平成23年11月18日(金) 草津市まちづくりセンター会議室(湖南・甲賀エリア対象) ③平成23年11月22日(火) 県庁東館大会議室(大津・高島エリア対象) ④平成23年11月25日(金) 米原市米原公民館大会議室(湖北・湖東エリア対象) (2)地域連絡会議開催 15エリア(13市+2郡部)毎に地域連絡会議を開催。地域における問題の傾向と対策について話し合いをもち、地域の実情にあった課題と対応策の検討が行われた。</p>	子ども・青少年局
成果	<p>第1回研修会はそのぞみ会の研究会と共催であったため、ひとり親家庭福祉推進員単独の集計がとれていないが、およそ8割の推進員が出席した。第2回研修会はそれぞれ①50名(88%)、②78名(86%)、③53名(60%)、④53名(79%)計234名(77%)のひとり親家庭福祉推進員が出席し、養育費や各種施策・制度について研修を受講した。(欠席の69名にも後日資料を配付し、情報の周知徹底を図った。)</p> <p>また、必要に応じて地域連絡会議をそれぞれの地域で単独開催し、地域の諸問題について話し合いをもち、地域の実情にあった課題と対応策の検討が行われた。</p>	
具体的取り組み	4- (6) -イ	ひとり親家庭に対する施策の周知の徹底
関連事業名	ひとり親家庭サポート定期便事業	所管
事業実績	<p>・ひとり親家庭からの相談に応じ、必要な制度の活用支援を行うため、年3回「ひとり親家庭サポート定期便」を作成し、当冊子を希望する家庭に対して、ひとり親家庭推進員が個別に訪問配布。</p> <p>H23年6月・10月、H24年2月に各3,000部作成し、ひとり親家庭に配布。</p>	
成果	<p>児童扶養手当や子ども手当などの制度改正、公共職業訓練や高等技能訓練などの情報の掲載し、ひとり親家庭に必要な情報を提供した。</p> <p>また、平成23年度は、新たに近江八幡市に開設したマザーズジョブステーションの紹介や、母子家庭を積極的に雇用している企業の紹介などの就労支援に関する情報の提供も行った。</p> <p>この他、ひとり親家庭福祉推進員が、冊子を訪問配布することにより、ひとり親家庭の実態把握にもつながった。</p>	



#### 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

関連事業名	「ひとり親家庭等のしおり」の作成	所管
事業実績	ひとり親家庭の父・母および寡婦に関する制度や施策をまとめた「ひとり親家庭等のしおり」を18,000部作成し、市町・関係団体等を通じてひとり親家庭等に配布。	
成果	ひとり親家庭、民生委員・児童委員、ひとり親家庭福祉推進員、各種児童福祉施設、相談機関(子ども家庭相談センター・ハローワーク)等に配布することにより、様々な分野で取り扱っているひとり親家庭等への施策を一元的に周知することができた。	子ども・青少年局

### 3.淡海子ども・若者プラン 主な数値目標

指 標	プラン策定段階 (平成21年度)		平成22年度実績	平成23年度実績		目標 (平成26年度)
○仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み						
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	376社 [H22.1.28現在]	→	517社	597社	→	560社
男性の育児休業取得率	1.4%	→	1.3%	2.1%	→	5%
○地域の子育て支援						
地域子育て支援拠点事業の実施箇所数	108か所 <sup>(*)</sup>	→	114か所 <sup>(*)</sup>	118か所 <sup>(*)</sup>	→	124か所 <sup>(*)</sup>
一時預かり事業の実施箇所数	97か所 <sup>(*)</sup>	→	97か所 <sup>(*)</sup>	102か所 <sup>(*)</sup>	→	117か所 <sup>(*)</sup>
ファミリー・サポート・センター設置市町数	10市町	→	10市町	11市町	→	15市町
淡海子育て応援団事業登録事業所数	884事業所 [H22.2.17現在]	→	1,047事業所	1,332事業所	→	1,000事業所
○保育および放課後児童クラブの充実						
平日昼間の保育利用児童数 3歳未満児（認可保育所、家庭的保育事業）	8,531人	→	9,007人 [H23.4.1現在]	9,486人 [H24.4.1現在]	→	9,893人
延長保育実施保育所数	182か所	→	185か所	196か所	→	208か所
病児・病後児保育実施箇所数	13か所	→	14か所	14か所	→	28か所
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 利用児童数（小学1年生～3年生）	8,232人	→	8,393人 [H23.5.1現在]	8,451人 [H24.5.1現在]	→	9,596人
○子どもの学びの場の充実						
しがこども体験学校参加団体数	80団体	→	93団体	105団体	→	100団体
○若者の就職支援						
ヤングジョブセンター滋賀での支援による就職者数	1,181人 [平成20年度]	→	1,654人	1,561人	→	1,300人
○特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実						
要保護児童対策地域協議会設置市町数	17市町	→	全市町	全市町	→	全市町
措置を要する要保護児童の受入可能数	364人 [H22.2.1現在]	→	358人 [H23.3.31現在]	372人 [H24.3.1現在]	→	396人
養育里親登録数	95家庭 [H22.2.1現在]	→	117家庭 [H23.3.31現在]	146家庭 [H24.3.31現在]	→	131家庭
発達障害のある子どもの相談支援ファイルを作成している市町数	8市町	→	9市町	17市町	→	全市町
青少年立ち直り支援センター（あすくる）での支援プログラム終了率	60.9% [平成20年度]	→	71.3%	72.3%	→	70%
○ひとり親家庭の自立促進						
母子家庭等就業・自立支援センターの取り組みによる年間就業者数	84人 [平成20年度]	→	115人	126人	→	110人
母子家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員（子育て支援）登録者数	203人 [H22.1.31現在]	→	239人 [H23.1.31現在]	267人 [H24.3.31現在]	→	350人
養育費を受け取っている母子家庭の割合	24.6%	→	—	—	→	33%

注) \*は市町が実施する類似の単独事業を含んだ数値です。

注) 現状および目標の市町数は19市町の内数です。

